

那 霸 市 公 報

号外第679号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

那覇市副市長定数条例(経営企画室)	994
那覇市こどもみらい基金条例(こどもみらい課)	996
那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(人事課)	998
那覇市建築確認等手数料条例(建築指導課)	1000
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (経営企画室)	1014
那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(労働農水課)	1019
那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例(経営企画室)	1021
那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例(管財課)	1023
那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正 する条例(消防本部総務課)	1025
那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(国民健康保険課)	1030
那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	1033
那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(市立病院医事課)	1034
那覇市体育施設条例の一部を改正する条例(市民スポーツ課)	1037
市税の特例に関する条例を廃止する条例(税制課)	1038
那覇市土地開発基金条例を廃止する条例(経営企画室)	1039
那覇市青少年センター設置条例を廃止する条例(やる気・元気サポート室)	1040
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局議事課)	1042

規 則

那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	1044
市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則 (経営企画室)	1045
那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則 (人事課)	1046
那覇市緑化センター条例の施行期日を定める規則 (花とみどり課)	1047
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則 (経営企画室)	1048
那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則 (労働農水課)	1055
那覇市保育所設置及び管理条例施行規則及び那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	1059
地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理等に関する規則 (経営企画室)	1061
那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則 (消防本部総務課)	1088
那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園管理室)	1094
那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則 (経営企画室)	1096
那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (経営企画室)	1110
那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則 (商工振興課)	1117
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1119
那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1124
那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1136
那覇市物品会計規則の一部を改正する規則 (管財課)	1142
那覇市公印規則の一部を改正する規則 (総務課)	1145
那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1150

訓 令

那覇市助役事務分担規程の一部を改正する訓令 (経営企画室)	1157
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (経営企画室)	1159
地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那覇市組織機構等の改正に伴う 関係訓令の整理等に関する訓令 (経営企画室)	1164
那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (経営企画室)	1178
那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画室)	1186

条 例

那覇市条例第1号

平成19年3月30日

那覇市副市長定数条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市副市長定数条例

本市の副市長の定数は、2人とする。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 那覇市助役定数条例(1957年那覇市条例第25号)は、廃止する。

那霸市条例第2号

平成19年3月30日

那霸市こどもみらい基金条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市こどもみらい基金条例

(設置)

第1条 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを願い、子どもたちの健全育成に資するとともに、子どもたちの夢が未来に広がる施策を推進するため、那覇市こどもみらい基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の施策に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第3号

平成19年3月30日

那霸市一般職の任期付職員を採用等に関する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第4条、第6条第2項及び第7条第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第3条 法第6条第2項の条例で定める場合は、期間を限って実施する埋蔵文化財の発掘調査業務に従事させる場合とする。

(任期の更新)

第4条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期が3年(前条に定める場合にあつては、5年。以下この条において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	140,400	193,600	231,900	273,900	302,200

2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

3 任命権者は、任期付職員の職務の級を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに決定する。

(給与条例の適用除外)

第6条 任期付職員については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条から第11条までの規定は、適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年

法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。

法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

那覇市条例第4号

平成19年3月30日

那覇市建築確認等手数料条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築確認等手数料条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成11年那覇市条例第46号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に定める建築確認申請の審査等に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(徴収)

第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知に対する審査を受けようとする者
確認手数料

(2) 法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第14項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する審査を受けようとする者
完了検査手数料

(3) 法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第17項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する審査を受けようとする者
中間検査手数料

2 手数料は、申請又は通知(以下「申請等」という。)の際徴収する。

3 既に納めた手数料は、還付しない。

(確認手数料の額)

第3条 確認手数料の額は、申請等に係る建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)ごとにそれぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

2 申請等に係る建築物の審査に法第6条第5項又は法第18条第4項に基づく構造計算

適合性判定(以下「構造適合性判定」という。)が必要な場合における確認手数料の額は、前項の確認手数料のほか、別表第2に掲げるとおりとする。

(完了検査手数料の額)

第4条 完了検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第3に掲げるとおりとする。

(中間検査手数料の額)

第5条 中間検査手数料の額は、申請等に係る建築物等ごとにそれぞれ別表第4に掲げるとおりとする。

(その他の手数料)

第6条 別表第5に掲げる事務を受けようとする者は、それぞれ1件につき同表に掲げる手数料の額を納付しなければならない。

(手数料の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、確認手数料の額、完了検査手数料の額又は中間検査手数料の額について、それぞれ第3条から第5条までの規定により算定した額(以下「確認手数料等」という。)の2分の1の額を免除することができる。

(1) 行政庁の処分により現に存する建築物等を移転することとなる場合

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合

2 市長は、災害により滅失し、又は破損した住宅をその災害発生の日から6月以内に建築し、又は大規模の修繕をする場合における確認手数料等の全部を免除することができる。

3 前2項の規定により確認手数料等の免除を受けようとする者は、免除事由に該当することを証明する書面を建築確認等の申請書に添えて市長に提出しなければならない。

付 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区 分		手数料の額	
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの	1件につき 5,000円
		30㎡を超え、100㎡以内のもの	1件につき 9,000円
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	1件につき 1万4,000円
		200㎡を超え、500㎡以内のもの	1件につき 1万9,000円
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき 3万4,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき 4万8,000円
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	1件につき 14万円
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	1件につき 24万円
		5万㎡を超えるもの	1件につき 46万円
建築設備	設置する場合(確認を受けた計画の変更をして設置する場合を除く。)	1の建築設備につき 9,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)	
	確認を受けた計画の変更をして設置する場合	1の建築設備につき 5,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)	
工作物	築造する場合(確認を受けた計画の変更をして築造する場合を除く。)	1の工作物につき 8,000円	
	確認を受けた計画の変更をして築造する場合	1の工作物につき 4,000円	

備考 建築物における床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第2(第3条関係)

区 分	床面積の合計	手数料の額(1棟につき)
沖縄県知事又は沖縄県内の指定構造計算適合性判定機関が構造適合性判定を行う場合	200㎡以内のもの	13万円(法第68条の26の規定により認定されたプログラム(以下「認定プログラム」という。)により構造計算が行われた場合は、9万9,000円)
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	16万7,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、11万7,000円)
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	20万4,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、13万5,000円)
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	27万8,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、17万2,000円)
	2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	31万9,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、19万1,000円)
	1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	42万9,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、24万6,000円)
	5万㎡を超えるもの	80万円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、43万円)
	その他の場合	1,000㎡以内のもの
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		30万円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、19万5,000円)

	2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	34万1,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、21万3,000円)
	1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	45万1,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、26万8,000円)
	5万㎡を超えるもの	82万3,000円(認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、45万2,000円)

備考

- 1 指定構造計算適合性判定機関とは、法第18条の2第1項の規定により沖縄県知事が指定した者をいう。
- 2 床面積は、構造適合性判定を要する部分のものをいう。
- 3 一の建築物であっても構造上別棟となる場合の手数料の額は、構造上別棟となる部分ごとの面積の合計で算定した手数料の額の和とする。
- 4 県外の指定構造計算適合性判定機関による構造適合性判定が行えない場合で、当該構造適合性判定を沖縄県知事が行うときは、その他の場合の区分を適用する。

別表第3(第4条関係)

区 分		手数料の額		
		特定工程に係らないもの	特定工程に係るもの	
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの	1件につき 1万円	1件につき 9,000円
		30㎡を超え、100㎡以内のもの	1件につき 1万2,000円	1件につき 1万1,000円
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	1件につき 1万6,000円	1件につき 1万5,000円

	200㎡を超え、 500㎡以内のもの	1件につき 2万2,000円	1件につき 2万1,000円
	500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	1件につき 3万6,000円	1件につき 3万5,000円
	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	1件につき 5万円	1件につき 4万7,000円
	2,000㎡を超え、 1万㎡以内のもの	1件につき 12万円	1件につき 11万円
	1万㎡を超え、5 万㎡以内のもの	1件につき 19万円	1件につき 18万円
	5万㎡を超える もの	1件につき 38万円	1件につき 37万円
建築設備	設置した場合	1の建築設備につき 1 万3,000円(小荷物専用 昇降機については、 8,000円)	1の建築設備につき 1 万2,000円(小荷物専用 昇降機については、 8,000円)
工作物	築造した場合	1の工作物につき 9,000円	

備考

- 1 特定工程とは、法第7条の3第1項の特定工程をいう。
- 2 建築物における床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表第4(第5条関係)

区 分		手数料の額	
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの	1件につき 9,000円
		30㎡を超え、100㎡以内のもの	1件につき 1万1,000円
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	1件につき 1万5,000円
		200㎡を超え、500㎡以内のもの	1件につき 2万円
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき 3万3,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき 4万5,000円
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	1件につき 10万円
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	1件につき 16万円
		5万㎡を超えるもの	1件につき 33万円
建築設備	設置する場合	1の建築設備につき 1万2,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)	
工作物	築造する場合	1の工作物につき 9,000円	

別表第5(第6条関係)

号	事 務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号又は法第18条第22項第1号(それぞれ法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請(建築主事に申請するものを除く。)に対する審査	12万円
2	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
3	法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
4	法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
5	法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	16万円
6	法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	16万円
7	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	18万円
8	法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	16万円
9	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する	16万円

	審査	
10	法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	3万3,000円
11	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
12	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
13	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
14	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
15	法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
16	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
17	法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円
18	法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
19	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円

20	法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円	
21	法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円	
22	法第68条の5の2第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円	
23	法第68条の5の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円	
24	法第68条の5の5の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円	
25	法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円	
26	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	12万円	
27	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなされる	建築物の数が1又は2である場合	7万8,000円

	一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が3以上である場合	7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
28	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	7万8,000円
		建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
29	法第86条第3項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合	22万円
		建築物の数が3以上である場合	22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
30	法第86条第4項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	22万円

	地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
31	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合	7万8,000円
		建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
32	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合	22万円
		建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物(一敷地内認定建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
33	法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の許可の申請	建築物(一敷地内許可建築物を除く。)の数が1である場合	22万円

	に対する審査	建築物(一敷地内許可建築物を除く。)の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物(一敷地内許可建築物を除く。)の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
34	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額
35	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		2万7,000円
36	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査		2万7,000円

那覇市条例第5号

平成19年3月30日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市建築審査会条例の一部改正)

第1条 那覇市建築審査会条例(1960年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事及び書記) 第8条 [略] 2 幹事及び書記は、 <u>市吏員</u> のうちから市長が任命する。 3～4 [略]	(幹事及び書記) 第8条 [略] 2 幹事及び書記は、 <u>市職員</u> のうちから市長が任命する。 3～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市政功労者表彰条例の一部改正)

第2条 那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 市長は、次の各号に定める者の中から市政に功労のあつたものを市政功労者(以下「功労者」という。)として表彰する。ただし、第2号から第5号までに規定する者については、年齢が毎年市制施行記念日(5月20日)において、満60年に達している者でなければならない。 (1) [略] (2) 満12年以上助役、収入役、上下水道事業管理者又は教育長の職にあつた者 (3)～(7) [略] 2 [略]	第2条 [略] (1) [略] (2) 満12年以上 <u>副市長</u> 、助役、収入役、上下水道事業管理者又は教育長の職にあつた者 (3)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、 <u>助役</u> 、 <u>収入役</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 及び常勤の監査委員(以下「特別職職員」	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、 <u>副市長</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 及び常勤の監査委員(以下「特別職職員」とい

<p>という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給料) 第3条 特別職職員の給料月額は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>助役</u> 89万3,000円 (3) <u>収入役</u> 78万4,000円 (4)～(6) [略] 付 則 7 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号及び第4号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、<u>同条第5号</u>中「83万9,000円」とあるのは「75万5,000円」とし、<u>同条第6号</u>中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。</p>	<p>う。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (給料) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>副市長</u> 89万3,000円 (3)～(5) [略] 付 則 7 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、<u>同条第4号</u>中「83万9,000円」とあるのは「75万5,000円」とし、<u>同条第5号</u>中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。 <u>9 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年那覇市条例第5号)の施行の日の前日において助役として在職する者が、第5条第1項の基準日以前6月以内の期間において、引き続き副市長となった場合は、当該期間において助役として在職した期間は、同条第2項の在職期間に算入する。</u></p>
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の請求及び精算) 第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支</p>	<p>(旅費の請求及び精算) 第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支</p>

<p>給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者(以下「<u>収入役等</u>」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>収入役等</u>は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者(以下「<u>会計管理者等</u>」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>会計管理者等</u>は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)</p> <p>第5条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、<u>助役</u>、<u>収入役</u>、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、退職時の給料月額にその在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>助役</u> 100分の35</p> <p>(3) <u>収入役</u> 100分の25</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>付 則</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、<u>副市長</u>、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副市長</u> 100分の35</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>付 則</p> <p>4 地方自治法の一部を改正する法律の施行</p>

	<p><u>に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年那覇市条例第5号)の施行の日の前日において助役として在職する者が、引き続き副市長となった場合における第5条の在職期間の計算については、その者の助役として在職した期間を副市長として在職した期間に算入する。</u></p>
<p>備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市税条例の一部改正)

第6条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた<u>市吏員</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた<u>市職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員退職手当基金条例の一部改正)

第7条 那覇市職員退職手当基金条例(平成7年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市職員(市長、助役、収入役、教育長及び常勤の監査委員並びに那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第1号から第7号までに規定する職員をいう。)の退職手当の支給に要する経費に不足が生じた際の財源に充てるため、那覇市職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市職員(市長、<u>副市長</u>、教育長及び常勤の監査委員並びに那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第1号から第7号までに規定する職員をいう。)の退職手当の支給に要する経費に不足が生じた際の財源に充てるため、那覇市職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第6号

平成19年3月30日

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p><u>別表第1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市若松公設市場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>那覇市真和志公設市場</u></td> <td><u>那覇市寄宮2丁目32番1号</u></td> </tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2</u> [略]</p>	名称	位置	[略]		那覇市若松公設市場	[略]	<u>那覇市真和志公設市場</u>	<u>那覇市寄宮2丁目32番1号</u>	那覇市第一牧志公設市場	[略]	<p><u>別表第1(第2条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市若松公設市場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第5条関係)</u> [略]</p>	名称	位置	[略]		那覇市若松公設市場	[略]	那覇市第一牧志公設市場	[略]
名称	位置																		
[略]																			
那覇市若松公設市場	[略]																		
<u>那覇市真和志公設市場</u>	<u>那覇市寄宮2丁目32番1号</u>																		
那覇市第一牧志公設市場	[略]																		
名称	位置																		
[略]																			
那覇市若松公設市場	[略]																		
那覇市第一牧志公設市場	[略]																		
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 別表の改正規定において、改正部分及び当該改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>																			

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第7号

平成19年3月30日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8)～(9) [略]</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 市民文化部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市民の市政参画</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>コミュニティ振興その他の市民活動に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 健康福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>8～9 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) こどもみらい部</u></p> <p><u>(9)～(10) [略]</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1) <u>市民との協働の推進</u>に関すること。</p> <p><u>(2)～(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 国民健康保険に関すること。</u></p> <p>8 <u>こどもみらい部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童福祉施設及び母子福祉施設に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他こどもの総合的な施策に関すること。</u></p> <p><u>9～10 [略]</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

- 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第8号

平成19年3月30日

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×<u>0.11</u>×使用許可の面積×0.05</p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×<u>0.11</u>×使用許可の面積×0.05×1.05</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×<u>0.11</u>×使用土地の面積×0.05)×1.05</p> <p>2～5 [略]</p> <p>付 則</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 使用許可の期間が1月以上の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×<u>0.3</u></p> <p>イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×<u>0.3</u>×1.05</p> <p>(2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×<u>0.3</u>)×1.05</p> <p>2～5 [略]</p> <p>付 則</p> <p>3 <u>平成19年3月31日において行政財産を使用する者で引き続き同年4月1日から同一の行政財産の使用を許可されるものに係る当該行政財産の使用料の年額は、第3条第1項の基準に従い算出した使用料の年額が当該許可される者の前年度分の使用料の年額に1.25を乗じて得た額(以下「調整使用料年額」という。)を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該調整使用料年額とする。</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産の使用(同日前からの複数年にわたる使用の許可による使用を除く。)に係る使用料に適用する。

那覇市条例第9号

平成19年3月30日

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命)</p> <p><u>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長がこれを任命するものとし、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</u></p> <p><u>(1) 18歳以上50歳未満の者であること。ただし、団長が特に必要と認める団員についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(2) 志操堅固、身体強健な者であること。</u></p> <p><u>(3) 本市に居住する者であること。</u></p> <p>(役員)</p> <p><u>第4条 消防団に副団長、分団長及び副分団長を置き団長が任命する。</u></p> <p>(団長の任期)</p> <p><u>第5条 団長の任期は2年とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6条～第7条 [略]</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p><u>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</u></p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 第12条の規定により、免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>第9条 [略]</u></p> <p>(表彰)</p>	<p>(任命)</p> <p><u>第3条 団員は、次のいずれにも該当する者のうちから任命する。</u></p> <p><u>(1) 本市に居住し、勤務し、又は在学する者であること。</u></p> <p><u>(2) 18歳以上の者であること。</u></p> <p><u>(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者であること。</u></p> <p>(団長の任期)</p> <p><u>第4条 消防団長(以下「団長」という。)の任期は、2年とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>第5条～第6条 [略]</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p><u>第7条 [略]</u></p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) 第10条の規定により、免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>第8条 [略]</u></p>

第10条 市長は、消防団又は団員が、その任務遂行に当たって特に功労が拔群であった場合は、これを表彰することができる。

2 団長は、団員がその職務遂行に当たって特に功労が拔群であった者を表彰することができる。

(分限)

第11条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者はこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3)～(4) [略]

2 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 第3条第3号に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

第12条～第13条 [略]

(服務、規律)

第14条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。招集を受けない場合であっても、水火災又は地震等の非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第15条 [略]

第16条 団員は、消防の任務遂行に支障を来すおそれのある行為をしてはならない。

第17条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) [略]

(分限)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3)～(4) [略]

2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第3条第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

第10条～第11条 [略]

(服務、規律)

第12条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第13条 [略]

第14条 [略]

- (1) [略]
- (2) 団員は、消防団の正常な運営を阻

<p>(2)～(3) [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第19条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第20条 団員が退職した場合にはその者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。</p> <p>[別表 別紙]</p>	<p><u>害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>[別表 別紙]</p>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又は条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 那覇市消防賞じゅつ金等支給条例(昭和49年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(賞じゅつ金等の支給制限)</p> <p>第10条 賞じゅつ金等は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第29条及び那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(昭和47年那覇市条例第16号)第9条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p>	<p>(賞じゅつ金等の支給制限)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第29条及び那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(昭和47年那覇市条例第16号)第10条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p>

(2) 地公法第28条第4項(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)及び那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例第5条(同条第1号に掲げる者を除く。)に該当する者	(2) 地公法第28条第4項(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)及び那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例第7条(同条第1号に掲げる者を除く。)に該当する者
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別紙]

別表(第18条関係)

階級別	報酬額	費用弁償
[略]		消防団員が火災、風水害又は訓練等に出動した場合は、出動1回につき3,500円を支給する。

[改正後 別紙]

別表(第15条関係)

階級別	報酬額	費用弁償
[略]		消防団員が水災、警戒、訓練等に従事する場合には、1回につき3,500円を支給する。

那覇市条例第10号

平成19年3月30日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>7万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>7万円</u>とする。</p> <p>(被保険者に係る税率)</p> <p>第4条 保険税の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の11.00</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,000円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について <u>2万9,900円</u></p> <p>(介護納付金課税額の税率)</p> <p>第6条 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割 <u>100分の1.32</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,400円</u></p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>9万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>9万円</u>とする。</p> <p>(被保険者に係る税率)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の11.29</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について <u>3万700円</u></p> <p>(介護納付金課税額の税率)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割 <u>100分の1.56</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,600円</u></p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、</p>

53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が7万円を超える場合には、7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万4,700円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2万930円

ウ [略]

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,080円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万500円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1万4,950円

ウ [略]

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯

53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1) [略]

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万5,050円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2万1,490円

ウ [略]

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,220円

(2) [略]

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万750円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1万5,350円

ウ [略]

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,300円

(3) [略]

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯

主を除く。)1人について <u>4,200円</u> イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>5,980円</u> ウ [略] エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯 別平等割額 1世帯について <u>880円</u> 2～3 [略]	主を除く。)1人について <u>4,300円</u> イ 被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>6,140円</u> ウ [略] エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯 別平等割額 1世帯について <u>920円</u> 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下 線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後 部分に改める。	

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税につい
て適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第11号

平成19年3月30日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第15条 [略] 2 [略] 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについては、それぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円)、 <u>その他の扶養親族については、1人につき5,000円とする。</u> 4~5 [略]	(扶養手当) 第15条 [略] 2 [略] 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円)とする。 4~5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成19年3月30日

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例(平成14年那覇市条例第66号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項に規定する使用料の額は、前2項に定めるもののほか別表第1により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 病院において、診断書その他診療に関する証明書の交付を受ける者から別表第2により算定した額の手数料を徴収する。</p> <p>(徴収猶予等)</p> <p>第5条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、災害その他特別の理由により使用料又は手数料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表第1 別紙]</p> <p>[別表第2 別紙]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項に規定する使用料の額は、前2項に定めるもののほか別表により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 病院において、診断書、証明書等の交付を受ける者から1通につき、5,250円以下で病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(徴収猶予等)</p> <p>第5条 管理者は、災害その他特別の理由により使用料又は手数料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>[別表 別紙]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の別表名の表示に対応する改正後の欄中に当該別表名の表示がない場合は、当該別表を削る。</p>	

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別紙]

別表第1(第2条関係)

種類	単位	金額
分べん介助料	1件につき	80,000円。ただし、2児以上の出産の場合にあつては、1児を増すごとに40,000円を加算し、診療時間外及び那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)の分べんにあつては、次のとおり加算する。 1 診療時間外 (1) 午後10時から翌日午前5時まで 40パーセント (2) 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 20パーセント 2 休日 40パーセント
[略]		

備考 [略]

[改正後 別紙]

別表(第2条関係)

種類	単位	金額
分べん介助料	1件につき	96,000円。ただし、2児以上の出産の場合にあつては、1児を増すごとに48,000円を加算し、診療時間外及び那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)の分べんにあつては、次のとおり加算する。 1 診療時間外 (1) 午後10時から翌日午前5時まで 40パーセント (2) 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 20パーセント 2 休日 40パーセント
[略]		

備考 [略]

[改正前 別紙]

別表第2(第3条関係)

種類	単位	金額
診断書	1通につき	3,150円以下で管理者が定める額
証明書	1通につき	3,150円以下で管理者が定める額

備考 消費税法第6条の規定により非課税とされるもののこの表の適用については、同表中「3,150円」とあるのは「3,000円」とする。

那覇市条例第13号

平成19年3月30日

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第5(第9条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1又は4分の1の額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第7(第9条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1又は4分の1の額とする。</p>	<p>別表第5(第9条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、<u>4分の1</u>又は<u>6分の1</u>のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、<u>4分の1</u>又は<u>6分の1</u>の額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第7(第9条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、<u>4分の1</u>又は<u>6分の1</u>のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、<u>4分の1</u>又は<u>6分の1</u>の額とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第14号

平成19年3月30日

市税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

市税の特例に関する条例を廃止する条例

市税の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第81号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第15号

平成19年3月30日

那覇市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発基金条例を廃止する条例

那覇市土地開発基金条例(昭和49年那覇市条例第49号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成20年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第16号

平成19年3月30日

那覇市青少年センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市青少年センター設置条例を廃止する条例

那覇市青少年センター設置条例(昭和52年那覇市条例第20号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成19年3月30日

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 教育福祉委員会 11人 健康福祉部、教育委員会</p> <p>(4) [略]</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)</p> <p>第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。<u>ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、<u>議長が会議に諮って指名する。</u></p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、<u>会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。</u></p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条(常任委員の任期)第3項の例による。</u></p> <p>(傍聴の取扱い)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 教育福祉委員会 11人 健康福祉部、<u>こどもみらい部</u>、教育委員会</p> <p>(4) [略]</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)</p> <p>第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の<u>選任は、議長の指名による。</u></p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条(常任委員の任期)第2項の例による。</u></p> <p>(傍聴の取扱い)</p>

<p>第19条 [略]</p> <p>2 <u>委員会</u>は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。</p>	<p>第19条 [略]</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合にあつては、委員長は、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(教育福祉委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する教育福祉委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する教育福祉委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
(教育福祉委員会の継続審査事件に関する経過規定)
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成19年(2007年)2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたも

のとみなす。

規 則

那覇市規則第8号

平成19年3月20日

公 布 済

那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(厚生会の所在地) 第2条 那覇市職員厚生会(以下「厚生会」という。)は、その事務所を <u>那覇市泉崎1丁目4番10号</u> に置く。	(厚生会の所在地) 第2条 那覇市職員厚生会(以下「厚生会」という。)は、その事務所を <u>那覇市おもろまち1丁目1番2号</u> に置く。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第9号

平成19年3月30日

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定による市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときの副市長の代理順序は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 総務部を担当する副市長
- (2) 第2順位 他の副市長

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 市長の職務を代理する助役の順序を定める規則(1965年那覇市規則第1号)は、廃止する。

那覇市規則第10号

平成19年3月30日

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞令の交付)

第2条 任命権者は、次に掲げる場合には、任期付職員に対して辞令を交付する。

- (1) 採用する場合
- (2) 任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により退職する場合

(任期付職員の級別標準職務)

第3条 条例第5条第2項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)別表第1級別標準職務表ア行政職給料表級別標準職務表の適用を受ける職員の例による。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那覇市規則第11号

平成19年3月30日

那覇市緑化センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市緑化センター条例の施行期日を定める規則

那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)の施行期日は、平成19年4月1日とする。

那覇市規則第12号

平成19年3月30日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(市長の職務を代理する吏員を指定する規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する吏員を指定する規則(1954年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>市長の職務を代理する吏員を指定する規則</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定による市長の職務を代理する <u>吏員</u> は、次のとおりとする。	<u>市長の職務を代理する職員を指定する規則</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定による市長の職務を代理する <u>職員</u> は、次のとおりとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市分担金徴収条例施行規則(1954年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
様式第1号 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 上記金額 年 月 日限り 那覇市<u>収入役</u>へ納入して下さい。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	上記金額 年 月 日限り 那覇市 <u>収入役</u> へ納入して下さい。		[略]	[略]	様式第1号 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 上記金額 年 月 日限り 那覇市<u>会計管理者</u>へ納入して下さい。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	上記金額 年 月 日限り 那覇市 <u>会計管理者</u> へ納入して下さい。		[略]	[略]
[略]	[略]												
上記金額 年 月 日限り 那覇市 <u>収入役</u> へ納入して下さい。													
[略]	[略]												
[略]	[略]												
上記金額 年 月 日限り 那覇市 <u>会計管理者</u> へ納入して下さい。													
[略]	[略]												
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。													

(那覇市税外収入金の督促および滞納処分に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市税外収入金の督促および滞納処分に関する条例施行規則(1963年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市税外収入金の督促および滞納処分に関する条例施行規則</u> (目的) 第1条 この規則は、那覇市税外収入金の督促 <u>および滞納処分</u> に関する条例(1963年那覇市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (滞納処分従事職員の証票)	<u>那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例施行規則</u> (目的) 第1条 この規則は、那覇市税外収入金の督促 <u>及び滞納処分</u> に関する条例(1963年那覇市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (滞納処分従事職員の証票)

第3条 未納の税外収入金ならびにその督促手数料および延滞金(以下「未納金」という。)の滞納処分に従事する職員は、未納金について財産差押を行なう場合においては、その命令を受けた職員であることを証明する証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

2 [略]

別記様式

(おもて)

[略]	
税外収入金滞納処分従事吏員の証	
[略]	

(うら)

[略]

第3条 未納の税外収入金並びにその督促手数料及び延滞金(以下「未納金」という。)の滞納処分に従事する職員は、未納金について財産差押を行なう場合においては、その命令を受けた職員であることを証明する証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

2 [略]

別記様式(第3条関係)

(表)

[略]	
税外収入金滞納処分従事職員の証	
[略]	

(裏)

[略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員厚生会条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会員)</p> <p>第4条 厚生会を組織する会員の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長、<u>助役</u>、<u>収入役</u>、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び常勤の監査委員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第11条 会長は市長とし、副会長は総務部担当の<u>助役</u>とする。</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 市長、<u>副市長</u>、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び常勤の監査委員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第11条 会長は市長とし、副会長は総務部担当の<u>副市長</u>とする。</p> <p>2~4 [略]</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(収入役の職務を代理する吏員を指定する規則の一部改正)

第5条 収入役の職務を代理する吏員を指定する規則(1967年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
収入役の職務を代理する吏員を指	那覇市会計管理者の事務を代理さ

<u>定する規則</u>	<u>せる職員を定める規則</u>
<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第5項の規定による収入役の職務を代理する吏員は、次のとおりとする。</u>	<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、出納室長とする。</u>
<u>那覇市出納室長</u>	
備考	
1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市予算決算規則の一部改正)

第6条 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(予算の通知)	(予算の通知)
第11条 財務部長は、予算が成立したとき(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第179条の規定に基づき市長が予算の専決処分をした場合を含む。)は、直ちに <u>収入役</u> に通知しなければならない。	第11条 財務部長は、予算が成立したとき(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第179条の規定に基づき市長が予算の専決処分をした場合を含む。)は、直ちに <u>会計管理者</u> に通知しなければならない。
2 [略]	2 [略]
(執行計画)	(執行計画)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 財務部長は、前項の規定により提出された予算執行計画調書を審査し、必要な調整を行い予算執行計画を作成し、部長及び <u>収入役</u> に通知するものとする。	2 財務部長は、前項の規定により提出された予算執行計画調書を審査し、必要な調整を行い予算執行計画を作成し、部長及び <u>会計管理者</u> に通知するものとする。
3 [略]	3 [略]
(継続費)	(継続費)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 財務部長は、前項の継続費逐次繰越調書に基づき翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製するとともに、 <u>収入役</u> に通知しなければならない。	2 財務部長は、前項の継続費逐次繰越調書に基づき翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製するとともに、 <u>会計管理者</u> に通知しなければならない。
3 [略]	3 [略]
(繰越明許費)	(繰越明許費)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 財務部長は、前項の規定に基づく繰越額が確定した場合は、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製するとともに、 <u>収入役</u> に通知しなければな	2 財務部長は、前項の規定に基づく繰越額が確定した場合は、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製するとともに、 <u>会計管理者</u> に通知しなけれ

<p>らない。 (歳出予算の流用) 第19条 [略] 2 財務部長は、前項の歳出予算流用申請書を審査し、必要と認めるときは流用を決定し、部長及び<u>収入役</u>に通知するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、財務部長が別に定める細節間の流用は、部長が決定し、<u>収入役</u>に通知するものとする。 4 [略] (科目の新設) 第21条 [略] 2 [略] 3 財務部長は、前項の規定に基づき提出を受けたときは、これを審査し、必要な調整をした後、当該部長及び<u>収入役</u>に通知しなければならない。 (支出負担行為の整理区分及び事前合議) 第23条 [略] 2 [略] 3 課長は、別表第1に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、同表に定めるところよりあらかじめ<u>会計管理者</u>に合議しなければならない。 別表第1(第23条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 40px; vertical-align: top;">[略]</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">収入役に事前に合議を要するもの</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	収入役に事前に合議を要するもの	[略]		<p>ばならない。 (歳出予算の流用) 第19条 [略] 2 財務部長は、前項の歳出予算流用申請書を審査し、必要と認めるときは流用を決定し、部長及び<u>会計管理者</u>に通知するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、財務部長が別に定める細節間の流用は、部長が決定し、<u>会計管理者</u>に通知するものとする。 4 [略] (科目の新設) 第21条 [略] 2 [略] 3 財務部長は、前項の規定に基づき提出を受けたときは、これを審査し、必要な調整をした後、当該部長及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。 (支出負担行為の整理区分及び事前合議) 第23条 [略] 2 [略] 3 課長は、別表第1に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、同表に定めるところよりあらかじめ<u>会計管理者</u>に合議しなければならない。 別表第1(第23条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 40px; vertical-align: top;">[略]</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">会計管理者に事前に合議を要するもの</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	会計管理者に事前に合議を要するもの	[略]	
[略]	収入役に事前に合議を要するもの								
[略]									
[略]	会計管理者に事前に合議を要するもの								
[略]									

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の一部改正)

第7条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則(昭和48年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(徴収吏員の証票)</p> <p>第22条 清算金の徴収は施行者の委任を受けた職員(以下「<u>徴収吏員</u>」という。)がこれに当たるものとする。</p> <p>2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた<u>徴収吏員</u>であることを証する土地区画整理清算金滞納者財産差押証(第7号様式)を携帯しなければならない。</p>	<p>(徴収職員の証票)</p> <p>第22条 清算金の徴収は施行者の委任を受けた職員(以下「<u>徴収職員</u>」という。)がこれに当たるものとする。</p> <p>2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた<u>徴収職員</u>であることを証する土地区画整理清算金滞納者財産差押証(第7号様式)を携帯しなければならない。</p>
---	---

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部改正)
 第8条 那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則(昭和48年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収吏員の証票)</p> <p>第22条 清算金の徴収は施行者の委任を受けた職員(以下「<u>徴収吏員</u>」という。)がこれに当たるものとする。</p> <p>2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた<u>徴収吏員</u>であることを証する土地区画整理清算金滞納者財産差押証(第7号様式)を携帯しなければならない。</p>	<p>(徴収職員の証票)</p> <p>第22条 清算金の徴収は施行者の委任を受けた職員(以下「<u>徴収職員</u>」という。)がこれに当たるものとする。</p> <p>2 清算金の徴収に関して財産差押えを行う場合においては、その命令を受けた<u>徴収職員</u>であることを証する土地区画整理清算金滞納者財産差押証(第7号様式)を携帯しなければならない。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市防火管理規則の一部改正)
 第9条 那覇市防火管理規則(昭和50年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会の構成)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に総務部担当の<u>助役</u>、副委員長に他の<u>助役</u>、委員に各部の長をもつて充てる。</p>	<p>(委員会の構成)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に総務部担当の<u>副市長</u>、副委員長に他の<u>副市長</u>、委員に各部の長をもつて充てる。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市特別職報酬等審議会規則の一部改正)
 第10条 那覇市特別職報酬等審議会規則(昭和52年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、議会の議員の報酬の額並びに市長、<u>助役</u></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、議会の議員の報酬の額並びに市長<u>及び</u></p>

及び収入役の給料の額について審議する。	副市長の給料の額について審議する。
---------------------	-------------------

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部改正)

第11条 那覇市建築基準法の施行に関する規則(昭和54年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(工事の計画及び施工状況の報告) 第24条 [略] 2 建築主事又はその委任を受けた <u>吏員</u> は、前項の報告を確認するため必要な措置を採ることができる。 3 前項の規定により確認をしたときは、建築主事又はその委任を受けた <u>吏員</u> は、その結果を工程報告確認済証(第11号様式)に記入しなければならない。	(工事の計画及び施工状況の報告) 第24条 [略] 2 建築主事又はその委任を受けた <u>職員</u> は、前項の報告を確認するため必要な措置を採ることができる。 3 前項の規定により確認をしたときは、建築主事又はその委任を受けた <u>職員</u> は、その結果を工程報告確認済証(第11号様式)に記入しなければならない。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市公有財産規則の一部改正)

第12条 那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(取得、管理及び処分の合議) 第4条 各部の長は、次に掲げる場合においては、総務部長に合議しなければならない。 (1)～(4) (5) 法第238条の4第4項の規定により用途又は目的を妨げない限度において行政財産を使用させる場合 (6) [略] (有価証券の受入通知) 第12条 各部の長は、有価証券を取得したときは、有価証券受入通知書により <u>収入役</u> に通知しなければならない。 (収入役への通知) 第23条 総務部長は、毎会計年度末現在における公有財産現在額調書を作成し、当該期日経過後2月以内に <u>収入役</u> に通知しなければならない。 (行政財産の目的外使用許可)	(取得、管理及び処分の合議) 第4条 [略] (1)～(4) (5) 法第238条の4第7項の規定により用途又は目的を妨げない限度において行政財産を使用させる場合 (6) [略] (有価証券の受入通知) 第12条 各部の長は、有価証券を取得したときは、有価証券受入通知書により <u>会計管理者</u> に通知しなければならない。 (会計管理者への通知) 第23条 総務部長は、毎会計年度末現在における公有財産現在額調書を作成し、当該期日経過後2月以内に <u>会計管理者</u> に通知しなければならない。 (行政財産の目的外使用許可)

<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第4項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>2 [略]</p> <p>(有価証券の払出通知)</p> <p>第55条 各部の長は、有価証券の払出しを行う場合は、有価証券払出通知書により<u>収入役</u>に通知しなければならない。</p>	<p>第30条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>2 [略]</p> <p>(有価証券の払出通知)</p> <p>第55条 各部の長は、有価証券の払出しを行う場合は、有価証券払出通知書により<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市法定外公共物管理規則の一部改正)

第13条 那覇市法定外公共物管理規則(平成17年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用の許可)</p> <p>第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定により、占有がその管理に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、第3条第1項、第4条第1項又は前条第1項の許可を与えることができる。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(占用の許可)</p> <p>第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、占有がその管理に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、第3条第1項、第4条第1項又は前条第1項の許可を与えることができる。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

平成19年3月30日

那覇市公設市場条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の別表(以下「改正別表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の別表(以下「改正後別表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正別表の全部を当該改正後別表に改める。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

	市場名		金額(1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	牧志公設市場	1階	円 7,875	円 7,560	円 7,245	円 5,670
		2階	4,725	4,410		
	第一牧志公設市場	1階	5,250	4,830		
		2階	3,150			
	東公設市場		756	640		
	田原公設市場		714	630	546	
	宇栄原公設市場		598	567	504	
	若松公設市場		756	724	682	
	真和志公設市場		976	903	871	808
倉庫	牧志公設市場		420			
	第一牧志公設市場		420			
冷蔵庫設置場所	第一牧志公設市場		420			
	東公設市場		420			
	真和志公設市場		420			
事務室	牧志公設市場		2,625			
	第一牧志公設市場		1,890			
冷蔵庫	第一牧志公設市場		1,050			

備考 店舗、倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫の場所並びに等級は、別に定める。

[改正後 別記]
別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市牧志公設市場	1階	7,875	7,560	7,245	5,670
		2階	4,725	4,410		
	那覇市第一牧志公設市場	1階	5,250	4,830		
		2階	3,150			
	那覇市東公設市場		756	640		
	那覇市田原公設市場		714	630	546	
	那覇市宇栄原公設市場		598	567	504	
	那覇市若松公設市場		756	724	682	
倉庫	那覇市牧志公設市場		420			
	那覇市第一牧志公設市場		420			
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場		420			
	那覇市東公設市場		420			
事務室	那覇市牧志公設市場		2,625			
	那覇市第一牧志公設市場		1,890			
冷蔵庫	那覇市第一牧志公設市場		1,050			

備考 店舗、倉庫、冷蔵庫設置、事務室及び冷蔵庫の場所並びに等級は、市長が定める。

那霸市規則第14号

平成19年3月30日

那霸市保育所設置及び管理条例施行規則及び那霸市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則及び那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部を改正する規則

(那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	定員	名称	定員
[略]		[略]	
那覇市樋川保育所	<u>60人</u>	那覇市樋川保育所	<u>65人</u>
[略]		[略]	
那覇市石嶺保育所	<u>117人</u>	那覇市石嶺保育所	<u>120人</u>
[略]		[略]	
那覇市若狭浦保育所	<u>105人</u>	那覇市若狭浦保育所	<u>108人</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

(那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則(平成17年那覇市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 那覇市安謝保育所の定員は、 <u>90人</u> とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。	(定員) 第2条 那覇市安謝保育所の定員は、 <u>100人</u> とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那霸市規則第15号

平成19年3月30日

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(那覇市収入役の補助組織に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市収入役の補助組織に関する規則(1966年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市収入役の補助組織に関する規則</u></p>	<p><u>那覇市会計管理者の補助組織に関する規則</u></p>
<p>第1条 <u>収入役</u>の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の一部を処理させるため、出納室(以下「室」という。)を置く。</p> <p>第2条 室に室長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、室に主幹又は主査を置くことができる。</p> <p>3 室長、主幹及び主査は、<u>吏員</u>のうちから市長が命ずる。</p> <p>第3条 室長、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第4条 <u>収入役</u>が不在のときは、出納室長がその事務を代決する。</p> <p>第6条 職員の事務分担は、室長が<u>収入役</u>の承認を得て定める。</p>	<p>第1条 <u>会計管理者</u>の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の一部を処理させるため、出納室(以下「室」という。)を置く。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、室に<u>副参事</u>、主幹又は主査を置くことができる。</p> <p>3 室長、<u>副参事</u>、主幹及び主査は、<u>職員</u>のうちから市長が命ずる。</p> <p>第3条 室長、<u>副参事</u>、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第4条 <u>会計管理者</u>が不在のときは、出納室長がその事務を代決する。</p> <p>第6条 職員の事務分担は、室長が<u>会計管理者</u>の承認を得て定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市職員職名規則の一部改正)

第2条 那覇市職員職名規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市職員職名規則</u></p> <p>(趣旨)</p>	<p><u>那覇市職員職名等規則</u></p> <p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号に定める市長事務部局の職員の<u>職名</u>について定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第2号に定める市長事務部局の職員の<u>職名等</u>について定めるものとする。</p>

<p>(<u>吏員</u>)</p> <p>第2条 <u>吏員の職名</u>は、次のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(法令に基づく職名の併用)</p> <p>第3条 職員の職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、<u>前条</u>に定める職名のほか、別の職名を用い、又は併せて用いることができる。</p>	<p>(<u>職員</u>)</p> <p>第2条 <u>職員の職位及び職名</u>は、次のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(<u>職務権限等</u>)</p> <p>第3条 <u>前条の職位に対応する代表的職名の職務権限</u>については、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(法令に基づく職名の併用)</p> <p>第4条 職員の職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、<u>第2条</u>に定める職名のほか、別の職名を用い、又は併せて用いることができる。</p> <p>[別表(第3条関係) 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p>	

[改正前 別記]

第2条の表

職位	職名	
	事務吏員	技術吏員
部長級	部長 参事	部長 参事
副部長級	副部長 副参事 公室長 局長	副部長 副参事 管理センター長
課長級	課長 室長 所長 主幹 支所長 館長	課長 室長 所長 技幹
主査級	主査 室長 所長 保育所長 児童館長 予防主査 主任学芸員 環境整備主査 総合現業主査	技査 室長 所長 プラント整備 技査 運転技査
主任級	主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員	主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員 工長
主事級	主任主事 主事 学芸員 主任保育士 保育士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員	主任技師 技師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 調理員 運転手 工夫

[改正後 別記]

第2条の表

職位	職名
部長級	部長 参事監 会計管理者
副部長級	副部長 参事 公室長 局長 管理センター長
課長級	課長 室長 所長 担当副参事 副参事 支所長 館長
主幹級	主幹 専門主幹
主査級	主査 専門主査 室長 所長 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査
主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任総合現業員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員 工長
主事級	主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業員 調理員 運転手 工夫

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

職位	代表的職名	職務概要
部長級	部長	1 市の政策意思決定へ参画する。 2 市長、副市長を補佐し、必要があるときは、代行する。 3 高度な判断を要する事項についての市民対応を行う。 4 上位方針を受けて、部の使命を確認し、目標を設定し、達成する。 5 部業務の執行管理、人事管理を効果的に行い、効率的に行政運営を行う。 6 公平、公正に部所属職員を指導、育成、評価し、部所属職員の能力を向上させる。 7 部業務を効率化、改善する。
	参事監	1 特に市長が指定する事項の執行管理を行う。 2 市長の方針を受けて、特定の重要政策課題について調査、研究し、解決する。
副部長級	副部長	1 部内各課の事務事業、予算及び定員等の総合調整及び部長を補佐する。 2 部における行財政改革を推進する。
	参事	1 部内の事務のうち、上司が指定する事項の執行管理を行う。 2 部長の命を受け、特に高度な事務に関する企画、調査、分析を行い、部長を支援する。
		1 上位方針を受けて、課の使命を確認し、目標を設定し、達成する。 2 課所属職員の能力や適性、業務の繁閑等を考慮して効

課長級	課長	<p>果的に課業務を配分し、執行を管理する。</p> <p>3 公平、公正に課所属職員を指導、育成、評価し、課所属職員の能力を向上させる。</p> <p>4 課業務を効率化、改善する。</p> <p>5 課業務に関連する、全庁的な業務の効率化、改善を企画・立案する。</p>
	担当副参事	<p>1 部内の事務のうち特に部長が指定する事項の執行管理を行う。</p> <p>2 部の方針を受けて、特定の重要政策課題について調査、研究し、解決する。</p>
	副参事	<p>1 特に専門的な知識・経験に基づき、特定重要課題について、調査、研究し、解決する。</p>
主幹級	主幹	<p>1 担任業務及び特定課題について調査、研究し、解決する。</p> <p>2 担任業務に関連する、全庁的な業務の効率化・改善を企画・立案する。</p> <p>3 市長が別に定めるところによりグループリーダーとして、グループが担任する事務の執行管理を行う。</p> <p>4 課長を補佐し、代行する。</p> <p>5 専門的な知識・経験に基づき、特定重要課題について、調査、研究し、解決する。</p> <p>6 専門的な知識・経験に基づき、業務執行を行う。</p>
主査級	主査	<p>主任主事・主任技師の職務に以下の事項を加える。</p> <p>1 担任業務及び特定課題について調査、研究し、解決する。</p> <p>2 課業務の効率化、改善を企画・立案する。</p> <p>3 市長が別に定めるところによりグループリーダーに指名されたときは、グループの事務の執行管理を行う。</p> <p>4 専門的な知識・経験に基づき、特定重要課題について、調査、研究し、解決する。</p> <p>5 専門的な知識・経験に基づき、業務執行を行う。</p>
主任級	主任主事・主任技師	<p>主事・技師の職務に以下の事項を加える。</p> <p>1 応用判断が必要な担任業務を正確かつ効率的に行う。</p> <p>2 担任業務を効率化、改善する。</p> <p>3 業務初心者及び主事級職員を指導、育成する。</p>
主事級	主事・技師	<p>1 指示に基づき担任業務を正確に行う。</p> <p>2 必要なときは他の課員を支援する。</p> <p>3 新採用職員、業務初心者、臨時・非常勤職員等に対し、担任業務に関連する実務上の指導、助言を行う。</p>

(那覇市会計規則の一部改正)

第3条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計事務の総括及び報告等)	(会計事務の総括及び報告等)

第4条 会計事務の指導総括に関する事務は収入役が行う。

2 収入役は会計事務に関して必要があるときは報告を徴し、又は調査をすることができる。

(証拠書類の整理)

第9条 証拠書類は、収入役において年度別、会計別、款別及び月別に整理しなければならない。

(帳簿記載上の注意)

第2節 収入役の補助機関

(補助職員の設置)

第13条 収入役の事務を補助する職員は、出納員、収納出納員及び収納取扱員並びに出納室に勤務する職員とする。

2 [略]

(出納員等の職務)

第14条 出納員及び収納出納員は、収入役の命を受けて現金及び現金に代えて納付される証券(以下「現金等」という。)の出納及び保管の事務をつかさどる。

2 [略]

(出納員等の任免)

第15条 [略]

2～3[略]

4 課長は、職員を収納取扱員に指定したとき、又はその職を免じたときは、所属、職名、氏名及び指定又は免じた年月日を速やかに収入役に通知しなければならない。

(併任)

第16条 収納出納員及び収納取扱員が市長の事務部局の吏員その他の職員でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の吏員その他の職員に併任されたものとする。

(収入役の事務の一部委任)

第17条 収入役は、その権限に属する事

第4条 会計事務の指導総括に関する事務は会計管理者が行う。

2 会計管理者は会計事務に関して必要があるときは報告を徴し、又は調査をすることができる。

(証拠書類の整理)

第9条 証拠書類は、会計管理者において年度別、会計別、款別及び月別に整理しなければならない。

(帳簿記載上の注意)

第2節 会計管理者の補助機関

(補助職員の設置)

第13条 会計管理者の事務を補助する職員は、出納員、収納出納員及び収納取扱員並びに出納室に勤務する職員とする。

2 [略]

(出納員等の職務)

第14条 出納員及び収納出納員は、会計管理者の命を受けて現金及び現金に代えて納付される証券(以下「現金等」という。)の出納及び保管の事務をつかさどる。

2 [略]

(出納員等の任免)

第15条 [略]

2～3[略]

4 課長は、職員を収納取扱員に指定したとき、又はその職を免じたときは、所属、職名、氏名及び指定又は免じた年月日を速やかに会計管理者に通知しなければならない。

(併任)

第16条 収納出納員及び収納取扱員が市長の事務部局の職員でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の職員に併任されたものとする。

(会計管理者の事務の一部委任)

第17条 会計管理者は、その権限に属す

務のうち、別表(1)に掲げる事務を出納員に委任する。

- 2 収入役は、その権限に属する事務のうち、別表(2)に掲げる事務を収納出納員に、収納出納員は当該事務を収納取扱員に委任する。
- 3 収入役は、前2項の規定による事務のほか必要があると認めるときは、その権限に属する事務を出納員又は収納出納員に委任することができる。

(出納員等の事務引継ぎ)

第19条 [略]

- 2 前項の引継ぎを完了したときは、速やかに出納員及び収納出納員は収入役に、収納取扱員は所属収納出納員に、それぞれ引継書を提出しなければならない。
- 3 前任者が死亡その他の事由により自ら引継ぎをすることができないときは、収入役又は出納員の命じた職員が前2項の規定による事務の引継ぎをしなければならない。
- 4 第1項の引継ぎに際しては、収入役はその指定する職員を立ち合わせることができる。

(調定の通知)

第21条 課長は、前条の規定により歳入の調定をしたときは、収入調定通知書又は納付書兼調定通知書により速やかに収入役に通知しなければならない。

- 2 前項により難い収入については、毎月末現在をもって翌月5日までに収入役に通知しなければならない。

(調定の変更等)

第27条 [略]

- 2 遠隔の地又は交通不便の地域で収納する現金等については、収納取扱員はあらかじめ収入役の承認を得てこれを保管し、数日分を取りまとめて払い込むこ

る事務のうち、別表(1)に掲げる事務を出納員に委任する。

- 2 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、別表(2)に掲げる事務を収納出納員に、収納出納員は当該事務を収納取扱員に委任する。
- 3 会計管理者は、前2項の規定による事務のほか必要があると認めるときは、その権限に属する事務を出納員又は収納出納員に委任することができる。

(出納員等の事務引継ぎ)

第19条 [略]

- 2 前項の引継ぎを完了したときは、速やかに出納員及び収納出納員は会計管理者に、収納取扱員は所属収納出納員に、それぞれ引継書を提出しなければならない。
- 3 前任者が死亡その他の事由により自ら引継ぎをすることができないときは、会計管理者又は出納員の命じた職員が前2項の規定による事務の引継ぎをしなければならない。
- 4 第1項の引継ぎに際しては、会計管理者はその指定する職員を立ち合わせることができる。

(調定の通知)

第21条 課長は、前条の規定により歳入の調定をしたときは、収入調定通知書又は納付書兼調定通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない。

- 2 前項により難い収入については、毎月末現在をもって翌月5日までに会計管理者に通知しなければならない。

(調定の変更等)

第27条 [略]

- 2 遠隔の地又は交通不便の地域で収納する現金等については、収納取扱員はあらかじめ会計管理者の承認を得てこれを保管し、数日分を取りまとめて払い込

とができる。

3 少額の現金等については、収納取扱員はあらかじめ収入役の承認を得てこれを保管し、第1項に規定する払込日以外の日に払い込むことができる。

4 [略]

(収納現金等の払込みに係る関係書類の提出と検査)

第28条 収納取扱員は、前条により現金等を指定金融機関等に払い込んだ場合は、払い込んだ日の翌日までにその払込みに係る領収証書、現金領収帳の領収原簿等の関係書類を収納出納員に提出しなければならない。ただし、あらかじめ収入役の承認を得たときは、収入役の定めるところにより提出することができる。

2 [略]

(現金領収帳の作製等)

第29条 課長は、収入役が定める様式以外の様式で現金領収帳を作製しようとするときは、その様式、冊数等についてあらかじめ収入役の承認を得なければならない。

2 課長は、前項の規定により作製した現金領収帳について、その納品年月日、冊数、冊番号を記した現金領収帳引継書により収入役に引き継がなければならない。

3 収入役は、現金領収帳を収納出納員又は第34条に規定する収入事務受託者に交付するときは、現金領収帳受払簿によらなければならない。なお、収納出納員が収納取扱員に現金領収帳を交付するときも、また同様とする。

4 [略]

(証券納付の条件等)

第31条 歳入の納付に使用することができる小切手は、那覇銀行協会手形交換所

むことができる。

3 少額の現金等については、収納取扱員はあらかじめ会計管理者の承認を得てこれを保管し、第1項に規定する払込日以外の日に払い込むことができる。

4 [略]

(収納現金等の払込みに係る関係書類の提出と検査)

第28条 収納取扱員は、前条により現金等を指定金融機関等に払い込んだ場合は、払い込んだ日の翌日までにその払込みに係る領収証書、現金領収帳の領収原簿等の関係書類を収納出納員に提出しなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、会計管理者の定めるところにより提出することができる。

2 [略]

(現金領収帳の作製等)

第29条 課長は、会計管理者が定める様式以外の様式で現金領収帳を作製しようとするときは、その様式、冊数等についてあらかじめ会計管理者の承認を得なければならない。

2 課長は、前項の規定により作製した現金領収帳について、その納品年月日、冊数、冊番号を記した現金領収帳引継書により会計管理者に引き継がなければならない。

3 会計管理者は、現金領収帳を収納出納員又は第34条に規定する収入事務受託者に交付するときは、現金領収帳受払簿によらなければならない。なお、収納出納員が収納取扱員に現金領収帳を交付するときも、また同様とする。

4 [略]

(証券納付の条件等)

第31条 歳入の納付に使用することができる小切手は、那覇銀行協会手形交換所

加盟店又は加盟店に交換を委託した金融機関を支払人とし、那覇市を支払地と定めたもので、かつ持参人払式又は収入役若しくは指定金融機関を受取人とし、振出日付けの翌日から起算して、10日以内のものでなければならない。

(不渡証券の処置)

第33条 収入役は、指定金融機関から証券不渡報告書及び不渡証券の送付を受けたときは、関係帳簿等を整理するとともに、直ちに主管課長に通知しなければならない。

2～3 [略]

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、収入役と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。

2 [略]

3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、収入役から交付された現金領収帳にあらかじめ収入役に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、特に収入役が許可したものについては、これによらないことができる。

4～5 [略]

6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を収入役に提出しなければならない。

7 [略]

(委託の解除)

第35条 [略]

2 課長は、前項の規定により収入事務委託の解除を必要と認めるときは、その理由及び収入事務受託者の氏名を記載し

加盟店又は加盟店に交換を委託した金融機関を支払人とし、那覇市を支払地と定めたもので、かつ持参人払式又は会計管理者若しくは指定金融機関を受取人とし、振出日付けの翌日から起算して、10日以内のものでなければならない。

(不渡証券の処置)

第33条 会計管理者は、指定金融機関から証券不渡報告書及び不渡証券の送付を受けたときは、関係帳簿等を整理するとともに、直ちに主管課長に通知しなければならない。

2～3 [略]

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、会計管理者と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。

2 [略]

3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、会計管理者から交付された現金領収帳にあらかじめ会計管理者に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、特に会計管理者が許可したものについては、これによらないことができる。

4～5 [略]

6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を会計管理者に提出しなければならない。

7 [略]

(委託の解除)

第35条 [略]

2 課長は、前項の規定により収入事務委託の解除を必要と認めるときは、その理由及び収入事務受託者の氏名を記載し

た書類によって収入役に合議しなければならない。

3 [略]

(収納金の通知及び記帳整理)

第36条 収入役は、毎日指定金融機関から収納金の通知を受けたときは、会計別、科目別及び課別に整理し所属別科目別日計明細表及び科目別集計表を作成の上、所属別科目別日計明細表を主管課長に送付しなければならない。

2 [略]

(収入の訂正)

第37条 課長は、収入済みの歳入について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、科目更正書により収入役に通知しなければならない。

2 収入役は、前項の規定により訂正の通知を受けたとき、又は自ら誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、当該訂正の内容が指定金融機関の記録にも関係するものであるときは、直ちに指定金融機関に通知しなければならない。

(督促状の発付通知)

第38条 課長は、法第231条の3及び令第171条の規定により督促状を発したときは、その収入種目、納入期日、督促手数料、徴収開始日等を収入役及び指定金融機関に通知しなければならない。

(過誤納金の還付)

第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに過誤納金還付命令書を収入役に送付しなければならない。

た書類によって会計管理者に合議しなければならない。

3 [略]

(収納金の通知及び記帳整理)

第36条 会計管理者は、毎日指定金融機関から収納金の通知を受けたときは、会計別、科目別及び課別に整理し所属別科目別日計明細表及び科目別集計表を作成の上、所属別科目別日計明細表を主管課長に送付しなければならない。

2 [略]

(収入の訂正)

第37条 課長は、収入済みの歳入について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、科目更正書により会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により訂正の通知を受けたとき、又は自ら誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに、当該訂正の内容が指定金融機関の記録にも関係するものであるときは、直ちに指定金融機関に通知しなければならない。

(督促状の発付通知)

第38条 課長は、法第231条の3及び令第171条の規定により督促状を発したときは、その収入種目、納入期日、督促手数料、徴収開始日等を会計管理者及び指定金融機関に通知しなければならない。

(過誤納金の還付)

第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに過誤納金還付命令書を会計管理者に送付しなければならない。

(不納欠損処分)

第40条 課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、不納欠損処分通知書により収入役に通知しなければならない。

(国庫補助金等の取扱い)

第42条 課長は、国又は他の地方公共団体から受ける補助金、交付金、委託金等の指令書(内示を含む。)又は交付決定額についての通知があったときは、すべて収入役に通知しなければならない。

(つり銭取扱い)

第43条 収入役は、つり銭を必要とする収納出納員に対し、必要と認める額の資金を現金保管替請求書により交付し、当該現金の保管を命ずることができる。

2 収納出納員は、保管する現金の毎月末日における保管状況をつり銭保管状況報告書により5日以内に収入役に報告しなければならない。

3 収納出納員は、保管する現金の保管理由が消滅した日から5日以内に保管現金返納書により収入役に返納しなければならない。

(支出負担行為書の添付)

第47条 [略]

2 収入役は支出を終了したときは、前項の支出負担行為書を速やかに返付しなければならない。

(請求及び領収印)

第49条 債権者が請求及びその請求に係る金額を領収しようとするときに使用する印鑑は、次の各号によらなければならない。

(1) [略]

(2) 領収に用いる印鑑は、請求の印鑑と同一のものでなければならない。た

(不納欠損処分)

第40条 課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、不納欠損処分通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(国庫補助金等の取扱い)

第42条 課長は、国又は他の地方公共団体から受ける補助金、交付金、委託金等の指令書(内示を含む。)又は交付決定額についての通知があったときは、すべて会計管理者に通知しなければならない。

(つり銭取扱い)

第43条 会計管理者は、つり銭を必要とする収納出納員に対し、必要と認める額の資金を現金保管替請求書により交付し、当該現金の保管を命ずることができる。

2 収納出納員は、保管する現金の毎月末日における保管状況をつり銭保管状況報告書により5日以内に会計管理者に報告しなければならない。

3 収納出納員は、保管する現金の保管理由が消滅した日から5日以内に保管現金返納書により会計管理者に返納しなければならない。

(支出負担行為書の添付)

第47条 [略]

2 会計管理者は支出を終了したときは、前項の支出負担行為書を速やかに返付しなければならない。

(請求及び領収印)

第49条 [略]

(1) [略]

(2) 領収に用いる印鑑は、請求の印鑑と同一のものでなければならない。た

だし、紛失その他やむを得ない事由によって改印を申し出たときは、収入役は、印鑑証明書を徴して確認の上支払をしなければならない。

2 [略]

3 災害等により、印鑑を使用できない場合は、主管課長がこれを確認し、収入役の承認を得た場合に限り、ぼ印を使用することができる。

(支払期日等のある支出命令書)

第50条 支払期日のある支出命令書及び緊急を要する支出命令書は、その指定期日の8日前(本市の休日を除く。)までに収入役に送付するものとする。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。

2 [略]

3 支出命令書の送付が年度内に完了しないものについては、4月20日までに収入役に送付しなければならない。ただし、収入役が特に認めたものについては、この限りでない。

(収入役の審査確認)

第51条 収入役は、支出命令書の送付を受けたときは、次の各号に掲げる事項を審査し確認しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 前項の場合において、収入役は、主管課長に対し、当該支出命令書の審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

3 収入役は、前2項の規定による審査のみでは不十分であると認めるときは、実地に確認しなければならない。

4 収入役は、支出命令書を審査の結果確認し難いものについては、主管課長に対し、理由を付して当該支出命令書を返付しなければならない。

(直接払)

だし、紛失その他やむを得ない事由によって改印を申し出たときは、会計管理者は、印鑑証明書を徴して確認の上支払をしなければならない。

2 [略]

3 災害等により、印鑑を使用できない場合は、主管課長がこれを確認し、会計管理者の承認を得た場合に限り、ぼ印を使用することができる。

(支払期日等のある支出命令書)

第50条 支払期日のある支出命令書及び緊急を要する支出命令書は、その指定期日の8日前(本市の休日を除く。)までに会計管理者に送付するものとする。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。

2 [略]

3 支出命令書の送付が年度内に完了しないものについては、4月20日までに会計管理者に送付しなければならない。ただし、会計管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

(会計管理者の審査確認)

第51条 会計管理者は、支出命令書の送付を受けたときは、次の各号に掲げる事項を審査し確認しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 前項の場合において、会計管理者は、主管課長に対し、当該支出命令書の審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

3 会計管理者は、前2項の規定による審査のみでは不十分であると認めるときは、実地に確認しなければならない。

4 会計管理者は、支出命令書を審査の結果確認し難いものについては、主管課長に対し、理由を付して当該支出命令書を返付しなければならない。

(直接払)

第52条 収入役は、債権者から支払要求を受けたときは、隔地払又は口座振替の方法により支出するものを除き領収書欄に第49条の規定による領収印を押印させ、指定金融機関あての支払通知書を交付し、指定金融機関をして現金又は小切手で支払をさせるものとする。

2 収入役は、その日に支払をさせた総額を記載した指定金融機関所定の普通預金払戻請求書を即日公金総括店に提出しなければならない。

3 [略]

(代理人払い)

第53条 代理人をもって領収しようとする者があるときは、収入役は委任状及び受任者の印鑑証明書を徴さなければならない。

(資金前渡受領者)

第55条 資金前渡を受ける者(以下「資金前渡受領者」という。)は、次に掲げる職員とする。ただし、収入役が特に認めた者についてはこの限りでない。

(1)～(3) [略]

(資金前渡の精算)

第57条 資金前渡受領者は、精算命令書に証拠書類を添え、次の各号に掲げる期間内に精算し、収入役に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 給料及び職員手当の精算については、前項に該当する場合を除き、第1項の規定について収入役への送付を省略することができる。

(精算の更正又は返納)

第59条 収入役は、前渡した資金の用途がその交付の目的に相違し、又は第57条の規定により処理されていないと認めるときは、精算の更正又は返納を要求

第52条 会計管理者は、債権者から支払要求を受けたときは、隔地払又は口座振替の方法により支出するものを除き領収書欄に第49条の規定による領収印を押印させ、指定金融機関あての支払通知書を交付し、指定金融機関をして現金又は小切手で支払をさせるものとする。

2 会計管理者は、その日に支払をさせた総額を記載した指定金融機関所定の普通預金払戻請求書を即日公金総括店に提出しなければならない。

3 [略]

(代理人払い)

第53条 代理人をもって領収しようとする者があるときは、会計管理者は委任状及び受任者の印鑑証明書を徴さなければならない。

(資金前渡受領者)

第55条 資金前渡を受ける者(以下「資金前渡受領者」という。)は、次に掲げる職員とする。ただし、会計管理者が特に認めた者についてはこの限りでない。

(1)～(3) [略]

(資金前渡の精算)

第57条 資金前渡受領者は、精算命令書に証拠書類を添え、次の各号に掲げる期間内に精算し、会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 給料及び職員手当の精算については、前項に該当する場合を除き、第1項の規定について会計管理者への送付を省略することができる。

(精算の更正又は返納)

第59条 会計管理者は、前渡した資金の用途がその交付の目的に相違し、又は第57条の規定により処理されていないと認めるときは、精算の更正又は返納を要

することができる。

(隔地払)

第66条 収入役は、隔地にいる債権者に支払をするため必要があるときは、支払通知書に「隔地払」の印を押し、これに送金通知書及び送金先を記載した封筒を添えて、指定金融機関に交付し送金の手続をさせなければならない。

(口座振替の方法による支出)

第67条 収入役は、指定金融機関、那覇銀行協会手形交換所加盟金融機関若しくはこれらに代理交換を委託している金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替依頼があったときは、指定金融機関に通知して口座振替の方法により支出しなければならない。この場合においては、指定金融機関から送付された口座振替済通知書をもって債権者の領収書に代えるものとする。

(公金振替)

第68条 課長は、次に掲げる収支については振替命令書を作成し、必要な書類等を添えて、収入役に送付しなければならない。ただし、これにより処理し難いときは、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 収入役は、指定金融機関に公金振替書を交付して、公金を振り替えさせるものとする。

(支出事務の委託)

第69条 令第165条の3第1項の規定により支出の事務を私人に委託しようとするときは、課長は、その委託先、委託金額、委託金の種類、委託期間、精算期日、委託手数料その他委託契約の要件となる事項を示す書類によってあらかじめ収入役に協議しなければならない。その他委託に関し必要な事項については、市

求することができる。

(隔地払)

第66条 会計管理者は、隔地にいる債権者に支払をするため必要があるときは、支払通知書に「隔地払」の印を押し、これに送金通知書及び送金先を記載した封筒を添えて、指定金融機関に交付し送金の手続をさせなければならない。

(口座振替の方法による支出)

第67条 会計管理者は、指定金融機関、那覇銀行協会手形交換所加盟金融機関若しくはこれらに代理交換を委託している金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替依頼があったときは、指定金融機関に通知して口座振替の方法により支出しなければならない。この場合においては、指定金融機関から送付された口座振替済通知書をもって債権者の領収書に代えるものとする。

(公金振替)

第68条 課長は、次に掲げる収支については振替命令書を作成し、必要な書類等を添えて、会計管理者に送付しなければならない。ただし、これにより処理し難いときは、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 会計管理者は、指定金融機関に公金振替書を交付して、公金を振り替えさせるものとする。

(支出事務の委託)

第69条 令第165条の3第1項の規定により支出の事務を私人に委託しようとするときは、課長は、その委託先、委託金額、委託金の種類、委託期間、精算期日、委託手数料その他委託契約の要件となる事項を示す書類によってあらかじめ会計管理者に協議しなければならない。その他委託に関し必要な事項について

長が別に定めるところによる。

(支出の訂正)

第71条 課長は、支出済みの歳出について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めるときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに科目更正書により収入役に通知しなければならない。

2 収入役は、前項の規定により訂正の通知を受けたとき、又は自ら誤りを認めるときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに当該訂正の内容が指定金融機関の記録にも関係するものであるときは、直ちに指定金融機関に通知しなければならない。

(支出の記帳整理)

第72条 収入役は、その日の支出を終了したときは支出に係る証拠書類を会計別及び科目別に整理し、当日分支払済表等帳票を作成しなければならない。

2 収入役は、資金前渡及び概算払をしたものについては、整理簿を作成しなければならない。

(支払を終わらない資金の歳入への組入れ)

第73条 収入役は、指定金融機関からの報告に基づき令第165条の6第2項の規定により歳入に組み入れることになった資金又は同条第3項の規定により歳入に納付すべき金額があるときは、直ちに主管課長にその旨通知しなければならない。

2 [略]

(出納閉鎖期日における未払書の取扱い)

第74条 [略]

2 収入役は、前項に該当するものがあるときは、その調書を作成し、市長に報告するとともに主管課長に通知するものとする。

は、市長が別に定めるところによる。

(支出の訂正)

第71条 課長は、支出済みの歳出について会計年度、科目、会計区分その他に誤りを認めるときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに科目更正書により会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により訂正の通知を受けたとき、又は自ら誤りを認めるときは、直ちに関係の帳簿等を訂正するとともに当該訂正の内容が指定金融機関の記録にも関係するものであるときは、直ちに指定金融機関に通知しなければならない。

(支出の記帳整理)

第72条 会計管理者は、その日の支出を終了したときは支出に係る証拠書類を会計別及び科目別に整理し、当日分支払済表等帳票を作成しなければならない。

2 会計管理者は、資金前渡及び概算払をしたものについては、整理簿を作成しなければならない。

(支払を終わらない資金の歳入への組入れ)

第73条 会計管理者は、指定金融機関からの報告に基づき令第165条の6第2項の規定により歳入に組み入れることになった資金又は同条第3項の規定により歳入に納付すべき金額があるときは、直ちに主管課長にその旨通知しなければならない。

2 [略]

(出納閉鎖期日における未払書の取扱い)

第74条 [略]

2 会計管理者は、前項に該当するものがあるときは、その調書を作成し、市長に報告するとともに主管課長に通知するものとする。

3 [略]

(郵便振替の受入整理)

第77条 収入役は、郵便振替公金払込高通知書及び領収済みの証拠書類の送付を受けたときは、郵便振替整理簿により処理しなければならない。

(郵便振替の引き出し)

第78条 収入役は、郵便振替の引き出しをしようとするときは、公金即時払受領書により指定金融機関をして所管の郵便局から現金を受領させなければならない。

(取扱手数料)

第79条 収入役は、郵便振替の取扱手数料についての通知を受けたときは、会計別に区分し、主管の課長に支出の手続をさせなければならない。

(指定金融機関)

第80条 [略]

2 [略]

3 指定金融機関は、収入役が特に必要と認めるときは、その指定する場所に派出所を設けなければならない。

(出納取扱時間)

第81条 指定金融機関の公金の出納取扱時間は当該金融機関の営業時間とする。ただし、収入役の要求があったときは、この限りでない。

(歳計外現金及び保管有価証券の管理保管)

第84条 歳計外現金及び市が保管する前条第1項の保管有価証券(以下「保管有価証券」という。)は主管課長が管理し、収入役が保管しなければならない。

2 収入役は、保管有価証券の保管上必要があると認めるときは、確実な金融機関に保護預けをすることができる。

(歳計外現金等の整理区分)

第85条 収入役が保管する歳計外現金及

3 [略]

(郵便振替の受入整理)

第77条 会計管理者は、郵便振替公金払込高通知書及び領収済みの証拠書類の送付を受けたときは、郵便振替整理簿により処理しなければならない。

(郵便振替の引き出し)

第78条 会計管理者は、郵便振替の引き出しをしようとするときは、公金即時払受領書により指定金融機関をして所管の郵便局から現金を受領させなければならない。

(取扱手数料)

第79条 会計管理者は、郵便振替の取扱手数料についての通知を受けたときは、会計別に区分し、主管の課長に支出の手続をさせなければならない。

(指定金融機関)

第80条 [略]

2 [略]

3 指定金融機関は、会計管理者が特に必要と認めるときは、その指定する場所に派出所を設けなければならない。

(出納取扱時間)

第81条 指定金融機関の公金の出納取扱時間は当該金融機関の営業時間とする。ただし、会計管理者の要求があったときは、この限りでない。

(歳計外現金及び保管有価証券の管理保管)

第84条 歳計外現金及び市が保管する前条第1項の保管有価証券(以下「保管有価証券」という。)は主管課長が管理し、会計管理者が保管しなければならない。

2 会計管理者は、保管有価証券の保管上必要があると認めるときは、確実な金融機関に保護預けをすることができる。

(歳計外現金等の整理区分)

第85条 会計管理者が保管する歳計外現

び保管有価証券(以下「歳計外現金等」という。)は、次の各号に掲げる種類に区分し整理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(保証金の出納)

第86条 [略]

2 課長は、保証金を還付しようとするときは納入者に通知するとともに還付の請求を受けて収入役に送付しなければならない。

3 [略]

(保管有価証券の出納)

第87条 [略]

2 収入役は、有価証券を受け入れるときは、有価証券と引き換えに納入者に預り証を交付し、還付するときは、納入者から預り証を回収の上領収証書を徴し、これと引き換えに当該有価証券を還付しなければならない。

(決算調書の提出)

第93条 課長は、毎会計年度の歳入歳出決算に関する次に掲げる調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、出納閉鎖後20日以内に、収入役に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(決算書類の調製)

第94条 収入役は、毎会計年度、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を調製し、出納閉鎖後3か月以内に市長に提出しなければならない。

(収入役による出納員等の検査)

第95条 収入役は、必要があると認めるときは、出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者の取扱いに係る現金の出納保管、その他の会計事務について、所属職員をして検査させることができる。

金及び保管有価証券(以下「歳計外現金等」という。)は、次の各号に掲げる種類に区分し整理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(保証金の出納)

第86条 [略]

2 課長は、保証金を還付しようとするときは納入者に通知するとともに還付の請求を受けて会計管理者に送付しなければならない。

3 [略]

(保管有価証券の出納)

第87条 [略]

2 会計管理者は、有価証券を受け入れるときは、有価証券と引き換えに納入者に預り証を交付し、還付するときは、納入者から預り証を回収の上領収証書を徴し、これと引き換えに当該有価証券を還付しなければならない。

(決算調書の提出)

第93条 課長は、毎会計年度の歳入歳出決算に関する次に掲げる調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、出納閉鎖後20日以内に、会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(決算書類の調製)

第94条 会計管理者は、毎会計年度、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を調製し、出納閉鎖後3か月以内に市長に提出しなければならない。

(会計管理者による出納員等の検査)

第95条 会計管理者は、必要があると認めるときは、出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者の取扱いに係る現金の出納保管、その他の会計事務について、所属職員をして検査させることができる。

(収入役による指定金融機関等の検査)

第96条 収入役は、毎年1回以上、指定金融機関等の公金の収納及び支払の事務並びに預金の状況等を関係帳簿に基づいて検査をしなければならない。

(収入役による公金取扱者の検査)

第97条 収入役は、必要があると認めるときは、所属職員をして収入事務受託者の取扱いに係る歳入の徴収又は収納に関する事務について検査させることができる。

(検査の立会い)

第98条 収入役が前3条に規定する検査を行うときは、関係者は当該検査に立ち会わなければならない。

(検査の報告等)

第100条 収入役は、第95条の規定による検査を行った場合は、検査終了後7日以内に検査報告書を作成し、関係書類を添えて市長に提出するとともに、検査結果を出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者に通知しなければならない。

2~3 [略]

(収納出納員の検査)

第101条 [略]

2 収納出納員は、前項に定める検査の結果、異状を認めるときは、その都度収入役に報告しなければならない。

(公印)

第102条 収入役(収入役職務代理者を含む。)並びに出納員、収納出納員及び収納取扱員が職務上使用する公印については、那覇市公印規則(1965年那覇市規則第22号)の定めるところによる。

(亡失損傷の報告)

第103条 [略]

(会計管理者による指定金融機関等の検査)

第96条 会計管理者は、毎年1回以上、指定金融機関等の公金の収納及び支払の事務並びに預金の状況等を関係帳簿に基づいて検査をしなければならない。

(会計管理者による公金取扱者の検査)

第97条 会計管理者は、必要があると認めるときは、所属職員をして収入事務受託者の取扱いに係る歳入の徴収又は収納に関する事務について検査させることができる。

(検査の立会い)

第98条 会計管理者が前3条に規定する検査を行うときは、関係者は当該検査に立ち会わなければならない。

(検査の報告等)

第100条 会計管理者は、第95条の規定による検査を行った場合は、検査終了後7日以内に検査報告書を作成し、関係書類を添えて市長に提出するとともに、検査結果を出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者に通知しなければならない。

2~3 [略]

(収納出納員の検査)

第101条 [略]

2 収納出納員は、前項に定める検査の結果、異状を認めるときは、その都度会計管理者に報告しなければならない。

(公印)

第102条 会計管理者(会計管理者事務代理者を含む。)並びに出納員、収納出納員及び収納取扱員が職務上使用する公印については、那覇市公印規則(1965年那覇市規則第22号)の定めるところによる。

(亡失損傷の報告)

第103条 [略]

<p>2 所属長は、前項の報告書を受けたときは、これに意見を付して<u>収入役</u>を経て市長に報告しなければならない。</p> <p>(財産の記録管理)</p> <p>第104条 <u>収入役</u>は、財産の増減異動に関する通知書を受けたときは、財産記録管理簿に記録し、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>2 所属長は、前項の報告書を受けたときは、これに意見を付して<u>会計管理者</u>を経て市長に報告しなければならない。</p> <p>(財産の記録管理)</p> <p>第104条 <u>会計管理者</u>は、財産の増減異動に関する通知書を受けたときは、財産記録管理簿に記録し、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>3 改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

設置個所	出納員	委任事務
[略]	出納室長及び主幹	[略]
	[略]	

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
経営企画部	[略]		
	情報政策課	[略]	
財務部	財政課	課長	
	税制課	課長	
	[略]		
	納税課	課長及び主幹	
市民文化部	市民活動課	課長及び主幹	
	市民課	課長及び支所長	
	国民年金課	課長	
	国民健康保険課	課長及び主幹	
	文化振興課	[略]	
	[略]		
健康福祉部	こどもみらい課	課長	
	子育て応援課	課長	
	[略]		
	[略]		
	福祉政策課	課長	
	健康推進課	課長	
	ちやーがんじゆう課	課長	
	障害福祉課	課長	
	保護課	課長	
[略]			
建設部	都 管理企画室	室長	
	市 道路管理室	[略]	

管 理 部	施 設 管 理 セ ン タ ー	[略]
	道路建設課	課長
	花とみどり課	課長
	建築工事課	課長
[略]		
教 育 委 員 会	[略]	
	学校教育課	[略]
	やる気・元気サポート室	室長
	学務課	[略]
	学校給食室	[略]
	青少年センター	所長

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

設置個所	出納員	委任事務
[略]	出納室長	[略]
	[略]	

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務	
[略]		[略]		
経営企画部	[略]			
	情報政策課	[略]		
	新庁舎建設準備室	室長		
財務部	税制課	課長		
	財政課	課長		
	[略]			
	納税課	課長、担当副参事及び副参事		
市民文化部	市民課	課長、担当副参事及び支所長		
	市民協働推進課	課長及び担当副参事		
	文化振興課	[略]		
	[略]			
健康福祉部	福祉政策課	課長		
	ちゃーがんじゅう課	課長		
	障害福祉課	課長		
	保護課	課長		
	健康保険局	健康推進課	課長	
		国民健康保険課	課長、担当副参事及び副参事	
		医療制度改革推進課	課長	
こどもみらい部	こども政策課	課長		
	こどもみらい課	課長		
	子育て応援課	課長		

[略]		
建設管理部	建設企画課	課長
	道路建設課	課長
	花とみどり課	課長
	建築工事課	課長
	都 市 施 設 管 理 セ ン タ ー	道路管理室
[略]		
教育委員会	[略]	
	学校教育課	[略]
	総合青少年課	課長
	学務課	[略]
	[略]	

(那覇市税条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税吏員等)</p> <p>第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市<u>吏員</u>は、財務部長、<u>市民文化部長</u>、財務部副部長及び<u>市民文化部副部長</u>並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び国民健康保険課に勤務する<u>吏員</u>とする。</p> <p>2 法第405条に規定する固定資産評価補助員は、資産税課に勤務を命ぜられている<u>吏員</u>(課長を除く。)をもって充てる。</p>	<p>(徴税吏員等)</p> <p>第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市<u>職員</u>は、財務部長、<u>健康福祉部参事監</u>、財務部副部長及び<u>健康保険局参事</u>並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び国民健康保険課に勤務する<u>職員</u>とする。</p> <p>2 法第405条に規定する固定資産評価補助員は、資産税課に勤務を命ぜられている<u>職員</u>(課長を除く。)をもって充てる。</p>
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市職員試験委員会規則の一部正)

第5条 那覇市職員試験委員会規則(昭和49年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>助役</u>、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、<u>健康福祉部参事</u>(<u>こどもみらい局</u>を担当する参事に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、市立病院事務局長、副消防長及び人事課長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は総務部担当の<u>助役</u>を、副委員長は他の<u>助役</u>をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>副市長</u>、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、<u>健康福祉部参事監</u>(<u>健康保険局</u>を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、市立病院事務局長、副消防長及び人事課長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は総務部担当の<u>副市長</u>を、副委員長は他の<u>副市長</u>をもって充てる。</p>
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">職員等の職務等級区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1等級の職務にある者</td> <td>市長、<u>助役</u>、<u>収入役</u>、<u>上下水道事業管理者</u>、<u>病院事業管理者</u>、<u>教育長</u>、<u>常勤の監査委員</u>、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員等	1等級の職務にある者	市長、 <u>助役</u> 、 <u>収入役</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 、 <u>教育長</u> 、 <u>常勤の監査委員</u> 、	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">職員等の職務等級区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1等級の職務にある者</td> <td>市長、<u>副市長</u>、<u>上下水道事業管理者</u>、<u>病院事業管理者</u>、<u>教育長</u>、<u>常勤の監査委員</u>、<u>議会</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員等	1等級の職務にある者	市長、 <u>副市長</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 、 <u>教育長</u> 、 <u>常勤の監査委員</u> 、 <u>議会</u>
区分	職員等								
1等級の職務にある者	市長、 <u>助役</u> 、 <u>収入役</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 、 <u>教育長</u> 、 <u>常勤の監査委員</u> 、								
区分	職員等								
1等級の職務にある者	市長、 <u>副市長</u> 、 <u>上下水道事業管理者</u> 、 <u>病院事業管理者</u> 、 <u>教育長</u> 、 <u>常勤の監査委員</u> 、 <u>議会</u>								

	議会の同意により就任した特別職の職の者		の同意により就任した特別職の職の者
2等級の職務にある者	部長、参事、副部长、次長、公室長、管理センター長、局長、副参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、主幹、技幹、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令	2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部长、次長、公室長、管理センター長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令
3等級の職務にある者	係長、主査、主任学芸員、主任専門員、保育所長、児童館長、技査、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理技査、主任調理員、環境整備主査、運転技査、プラント整備技査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員、工長	3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員、工長
[略]		[略]	
[第1号様式 別記]		[第1号様式 別記]	
備考			
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。			
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			

[改正前 別記]

第1号様式

[略]					
主管及び合議先	[略]	助役	[略]	主査等	[略]

[略]

- 備考 1 市長、助役、部長、副部長及び課長欄は、それぞれの部局で適宜修正の上使用すること。
2 [略]

[改正後 別紙]
第1号様式

[略]					
主管及び合議先	[略]	<u>副市長</u>	[略]	<u>主幹等</u>	[略]
[略]					

- 備考 1 市長、副市長、部長、副部長及び課長欄は、それぞれの部局で適宜修正の上使用すること。
2 [略]

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第7条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会議務局職員の補助執行)</p> <p>第3条 市長は、議会議務局職員を<u>事務吏員</u>に充て、市長の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(組織の帰属及び事務の決裁)</p> <p>第4条 前2条の規定により補助執行する場合においては、議会議務局は総務部担当の<u>助役</u>に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部に、それぞれ属するものとみなす。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員が補助執行する事務で市長の決裁が必要なものについては、那覇市<u>助役</u>事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)第3条に規定する事務に該当するときは<u>両助役</u>を経て、その他</p>	<p>(議会議務局職員の補助執行)</p> <p>第3条 市長は、議会議務局職員をその<u>補助機関である職員</u>に充て、市長の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(組織の帰属及び事務の決裁)</p> <p>第4条 前2条の規定により補助執行する場合においては、議会議務局は総務部担当の<u>副市長</u>に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部に、それぞれ属するものとみなす。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員が補助執行する事務で市長の決裁が必要なものについては、那覇市<u>副市長</u>事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)第3条に規定する事務に該当するときは<u>両副市長</u>を経て、そ</p>

の事務であるときは総務部担当以外の助役を経て、市長の決裁を受けるものとする。

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
助役	[略]
[略]	
課長	議会議務局の課長又は主幹 教育委員会事務局の課長、室長、主幹又は技幹 教育機関の所長、館長(公民館にあっては、中央公民館長に限る。)、校長又は園長 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹 農業委員会事務局長
主査	議会議務局の係長 教育委員会事務局の主査、主任専門員又は技査 教育機関の主査、分館長、主任学芸員、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

の他の事務であるときは総務部担当以外の副市長を経て、市長の決裁を受けるものとする。

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
副市長	[略]
[略]	
課長	議会議務局の課長又は副参事 教育委員会事務局の課長、室長又は副参事 教育機関の所長、館長(公民館にあっては、中央公民館長に限る。)、校長又は園長 選挙管理委員会事務局の副参事 監査委員事務局の副参事 農業委員会事務局長
主幹	議会議務局の主幹 教育委員会事務局の主幹 選挙管理委員会事務局の主幹
主査	議会議務局の係長 教育委員会事務局の主査又は専門員 主査 教育機関の主査、分館長、学芸員主査、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

備考 第1条の表備考1、第3条の表備考2及び第6条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市庁議規則の一部改正)

第8条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(構成)	(構成)

第3条 庁議は、市長、助役、収入役、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、各部の長、参事(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、生涯学習部長、学校教育部長、上下水道部長及び市立病院事務局長で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、助役、収入役、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び参事を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長(消防にあつては副消防長、市立病院にあつては次長)以上の職にある者が出席するものとする。

(会議)

第4条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは経営企画部担当の助役が、当該助役に事故があるとき又は当該助役が欠けたときは他の助役が代理する。

第3条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長、上下水道部長及び市立病院事務局長で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び参事を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長(消防にあつては副消防長、市立病院にあつては次長、会計管理者にあつては出納室長)以上の職にある者が出席するものとする。

(会議)

第4条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは経営企画部担当の副市長が、当該副市長に事故があるとき又は当該副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

平成19年3月30日

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表(第2条関係) 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

種別		服制	
[略]			
防火 帽	[略]		
	しこ ろ	色又は地質	銀又はオレンジの耐熱性防水布
防火 衣	[略]		
	製式	<p>折りえりラグランそで式ベルト付きとする。</p> <p>肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、上前は、マジックテープ及びロットボタンにより留める。</p> <p>ポケットは、左右側腹部に各1個を付け、ふたを付ける。</p> <p>前立て部、すそ部、そで部及び背部に反射布を付ける。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>	
[略]			
冬 救 急 服	上衣	[略]	
	製式	前面	<p>台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。</p> <p>比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。</p> <p>えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。</p> <p>青色の台地に白色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>
		[略]	
[略]			
救 助 服	上衣	[略]	
	製式	前後面	<p>カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。</p> <p>ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。</p> <p>後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで那覇消防 RESCUEの文字を施す。</p> <p>左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分を除く)をマジックテープで付ける。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>

	[略]
[略]	
[略]	

図

(数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

防火衣[図 略]

救急服[図 略]

冬服・夏服・救助服・ジャンパー左上腕部ロゴマーク入りワッペン
(図中の網掛け部分はオレンジ色とする。)[図 略]

[改正後 別記]

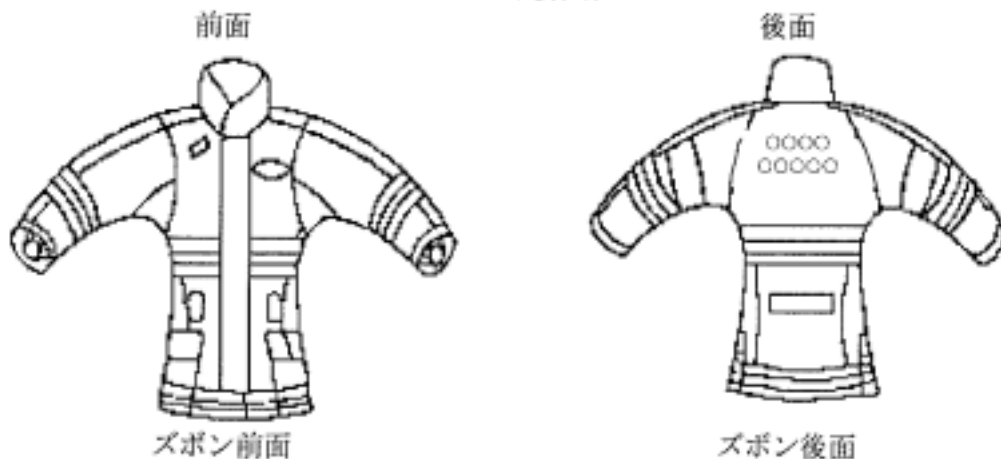
別表(第2条関係)

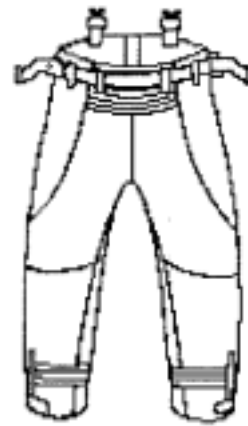
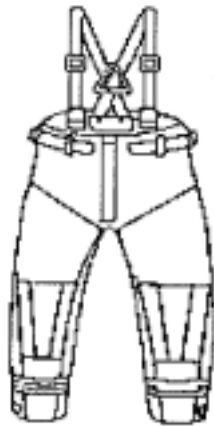
種別		服制
[略]		
防 火 帽	[略]	
	しこ ろ	色又は地質 銀、ベージュ、紺、イエロー又はオレンジの耐熱性防水布 [略]
防 火 衣	[略]	
	製式	<p>折りえりラグランそで式ベルト付きとする。 肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、上前は、マジックテープ及びロットボタンにより留める。 ポケットは、左右側腹部に各1個を付け、ふたを付ける。 前立て部、すそ部、そで部及び背部に反射布を付ける。 セバレート防火衣の上衣は、折り襟ショートコート型とする。</p> <p>肩部に耐衝撃材を入れ、前合せはファスナー及びマジックテープで留め、ポケットは左右側腹部に各1個を付け、ふたを付ける。</p> <p>後面に那覇消防 NAHA F.D.と表示する。ただし、特別救助隊にあつては特別救助隊 NAHA F.D.とし世界遺産群特別警防隊にあつては世界遺産群特別警防隊 NAHA F.D.と表示する。</p> <p>ズボンは、長ズボンとし、取り外し可能なサスペンダー付きとする。</p> <p>腰部は、寸法調整バンド付きとする。</p> <p>裾口は、ファスナー開閉式とし、その上部に反射テープをつける。</p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>
[略]		
冬	上衣	[略]

救急服	製式	前面	<p>台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。 えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。 青色の台地に白色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 右上腕部に救急隊用ワッペンをマジックテープで付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
		[略]	
[略]			
救助服	上衣	[略]	
	製式	前後 面	<p>カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで那覇消防 RESCUEの文字を施す。 左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分を除く)をマジックテープで付ける。 特別救助隊は、左上腕部に特別救助隊用ワッペンをマジックテープで付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>
		[略]	
[略]			

図
 (数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

防火衣[図 略]
 セパレート防火衣





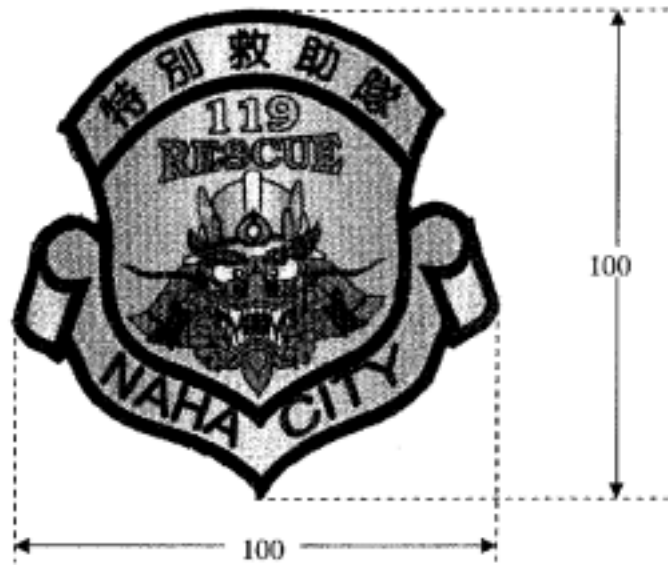
救急服〔図 略〕

冬服・夏服・救助服・ジャンパー左上腕部ロゴマーク入りワッペン
(図中の網掛け部分はオレンジ色とする。)[図 略]

救急隊用ワッペン



特別救助隊用ワッペン



那霸市規則第17号

平成19年3月30日

那霸市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則(1970年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第15条 条例第11条第3項の規定により</u> 使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>[表 省略]</p> <p>備考</p> <p>3 <u>この表にかかわらず、グラウンドゴルフの目的で使用する場合には、1回3時間当たり1,050円とする。</u></p> <p>[別表第2(第12条関係) 別記]</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第15条 市長は、条例第11条第3項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、使用料の全額を免除する。</u></p> <p>2 <u>条例第11条第3項第3号に規定する市長が使用料を免除する額は、市長が必要と認める額とする。</u></p> <p>3 <u>使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>[表 省略]</p> <p>備考</p> <p>3 <u>この表の規定にかかわらず、グラウンドゴルフの目的で、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場を使用する場合は1面1時間当たり1,360円、その他の広場を使用する場合は1回3時間当たり1,050円とする。</u></p> <p>[別表第2(第12条関係) 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第12条関係)

野外ステージ使用料

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
[略]						
入場料を徴収 しない場合	[略]		1,890	2,520	[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第12条関係)

野外ステージ使用料

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
[略]						
入場料を徴収 しない場合	[略]		1,940	2,200	[略]	

備考 [略]

那覇市規則第18号

平成19年3月30日

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部に別表のとおり公室、課及び室を置く。</p> <p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 部に部長及び副部長を置き、市長公室に公室長を、<u>こどもみらい局</u>に局長を、都市施設管理センターに管理センター長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>室(課としての室を除く。)</u>に室長を置く。</p> <p>4 <u>前各項に定めるもののほか、必要があるときは、部に参事、副参事又は主幹若しくは技幹、課に主幹若しくは技幹又は主査(予防主査、環境整備主査及び総合現業主査を含む。以下同じ。)</u>若しくは<u>技査(操作整備技査、プラント整備技査及び運転技査を含む。以下同じ。)</u>を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部に別表のとおり公室(<u>局を含む。)</u>、課及び室(<u>以下「課内室」という。)</u>を置く。</p> <p>(部の長等の職)</p> <p>第2条 部に部長及び副部長を置き、市長公室に公室長を、<u>健康保険局</u>に局長を、都市施設管理センターに管理センター長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>課内室</u>に室長を置く。</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、必要があるときは、部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事若しくは副参事、主幹又は主査(予防主査、環境整備主査、総合現業主査、操作整備主査、プラント整備主査及び運転主査を含む。以下同じ。)</u>を置くことができる。</p> <p>5 <u>総務部に防災担当の参事監及び参事を置き、参事監に消防長、参事に副消防長をもって充てる。</u></p>
<p>(職務権限)</p> <p>第3条 部、公室、課及び<u>室</u>の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>2 副部長は、部の長を補佐するとともに、所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。副部長を複数配置する部における副部長の分掌事務については、部の長が定める。</p> <p>3 <u>参事、副参事、主幹、技幹、主査及び</u></p>	<p>(職務権限及び職務)</p> <p>第3条 部、公室、課及び<u>課内室</u>の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>2 副部長は、部の長を補佐するとともに、所管の事務を掌理し、<u>及び</u>当該事務に従事する職員を指揮監督する。副部長を複数配置する部における副部長の分掌事務については、部の長が定める。</p> <p>3 <u>参事監、参事、担当副参事、副参事、</u></p>

技査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

(参事等の所掌事務)

第4条 参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから助役が定める。

2 副参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。

3 部に置かれる主幹又は技幹の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。

4 課に置かれる主幹又は技幹の所管する事務は、課の所掌事務(予算編成、服務その他課の総括に関する事務を除く。)のうちから部の長が定める。

5 主査、技査その他課に属する職員の所管する事務は、課の所掌事務のうちから課の長が定める。

(総務部における市長公室及び課の分掌事務)

第5条 [略]

2 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長及び助役の秘書に関すること。

(2)～(7) [略]

3～7 [略]

(経営企画部における課の分掌事務)

第6条 経営企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 新庁舎の建設に関すること。

(14)～(20) [略]

主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

4 前3項に定めるもののほか、職員の職務権限及び職務概要については、別に定める。

(参事監等の所掌事務)

第4条 参事監の所管する事務は、部の所掌事務のうちから副市長が定める。

2 参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。

3 部に置かれる担当副参事及び副参事の所管する事務は、部の所掌事務のうちから部の長が定める。

4 第2条第3項の室長又は課に置かれる担当副参事若しくは副参事の所管する事務は、課の所掌事務(予算編成その他課の総括に関する事務を除く。)のうちから部の長が定める。

5 主幹その他課に属する職員の所管する事務は、課の所掌事務のうちから課の長が定める。

(総務部における市長公室及び課の分掌事務)

第5条 [略]

2 [略]

(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。

(2)～(7) [略]

3～7 [略]

(経営企画部における課の分掌事務)

第6条 [略]

(1)～(12) [略]

(13)～(19) [略]

2 新庁舎建設準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

2 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第8条 市民活動課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

2 市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。

(15)～(18) [略]

3 国民年金課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民年金事業の企画及び普及に関すること。

(2) 国民年金、福祉年金の裁定請求書、諸届等の受理審査及び経由に関すること。

(3) 福祉年金受給者の住所及び印鑑並びに振込郵便局の変更に関すること。

(4) 国民年金の資格得喪に関すること。

4 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新庁舎の建設に関すること。

(2) 庁舎の仮移転に関すること。

(3) その他新庁舎に関すること。

3 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第8条 市民協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民との協働の推進に関すること。

(2) 市民の市政参画に関すること。

(3)～(9) [略]

2 [略]

(1)～(13) [略]

(14) 出産育児一時金及び葬祭費の受付に関すること。

(15)～(18) [略]

(19) 国民年金事業の企画及び普及に関すること。

(20) 国民年金、福祉年金の裁定請求書、諸届等の受理審査及び経由に関すること。

(21) 福祉年金受給者の住所及び印鑑並びに振込郵便局の変更に関すること。

(22) 特別障害給付金に関すること。

(1) 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。

(2) 国民健康保険の給付に関すること。

(3) 国民健康保険の診療報酬の審査に関すること。

(4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。

5～6 [略]

(経済観光部における課の分掌事務)

第9条 商工振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

2～3 [略]

(環境部における課の分掌事務)

第10条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6)～(12) [略]

2～3 [略]

(健康福祉部におけるこどもみらい局及び課の分掌事務)

第11条 こどもみらい局の分掌事務は、次項及び第3項に規定する事務とする。

2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次項第1号に掲げるもののほか、保育所に関すること。

(2) こどもみらい局内の総合調整に関すること。

3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 保育所に関する保育指針の指導・助言及び保育士の研修等に関すること。

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第

3～4 [略]

(経済観光部における課の分掌事務)

第9条 [略]

(1)～(14) [略]

(15) 路上喫煙防止に関すること。

2～3 [略]

(環境部における課の分掌事務)

第10条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 旧ごみ焼却施設の解体及び跡地利用施設整備に関すること。

(7)～(13) [略]

2～3 [略]

(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)

第11条 健康福祉部の課の分掌事務は次項から第5項まで、健康保険局の分掌事務は第6項から第8項までに規定する事務とする。

2 福祉政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉事業の総合計画に関すること。

(2) 社会福祉事業団体及び地域福祉に関すること。

(3) 福祉のまちづくりに関すること。

(4) 民生委員及び児童委員に関すること。

(5) 災害援助に関すること。

- 238号)及び児童手当法に関すること。
- (3) 保育所以外の児童福祉施設に関すること。
- (4) 児童虐待の防止に関すること。
- (5) 療育センターに関すること。
- (6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)のうち、障害児デイサービスに関すること。
- (7) 乳幼児、母子及び父子医療に関すること。
- (8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。
- (9) 母子福祉センターに関すること。
- (10) 助産施設の入所に関すること。
- 4 福祉政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 福祉事業の総合計画に関すること。
- (2) 社会福祉事業団体及び地域福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 災害援助に関すること。
- (6) 援護事務に関すること。
- (7) 総合福祉センターに関すること。
- 5 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 保健業務の企画立案及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 結核予防及び健康診断に関すること。
- (4) 老人保健法(昭和57年法律第80号)に関すること。
- (5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に関すること。
- (6) 健康づくりに関すること。
- (7) 献血に関すること。
- (8) 臓器移植、エイズ、麻薬等に関すること。
- (6) 援護事務に関すること。
- (7) 総合福祉センターに関すること。
- 3 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者計画に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関すること。
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関すること。
- (4) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に関すること。
- (5) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。
- (6) 重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関すること。
- (8) 精神障害者地域生活支援センター及び障害者福祉センターに関すること。
- (9) 難病患者等居宅生活支援に関すること。
- (10) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関すること。
- 4 ちやーがんじゅう課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。
- (2) 高齢者福祉対策に関すること。
- (3) 老人福祉施設に関すること。
- (4) 介護保険事業の企画及び普及に関すること。
- (5) 介護保険の認定審査に関すること。
- (6) 介護保険の給付に関すること。
- (7) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 安謝複合施設に関すること。

- (9) 保健団体の育成及び地域保健等に関すること。
- (10) 保健センターに関すること。
- (11) 救急医療の補助金に関すること。
- (12) 医療に係る連絡、調整に関すること。
- (13) 古波蔵ふれあい館に関すること。
- 6 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者計画に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関すること。
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関すること。
- (4) 障害者自立支援法に関すること。
- (5) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。
- (6) 重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関すること。
- (8) 精神障害者地域生活支援センターに関すること。
- (9) 難病患者等居宅生活支援に関すること。
- (10) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関すること。
- 7 ちゃーがんじゅう課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。
- (2) 高齢者福祉対策に関すること。
- (3) 老人福祉施設に関すること。
- (4) 介護保険事業の企画及び普及に関すること。
- (5) 介護保険の認定審査に関すること。
- (6) 介護保険の給付に関すること。
- (9) 地域包括支援センターに関すること。
- (10) シルバー人材センターに関すること。
- 5 保護課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に関すること。
- (2) 生活保護に係る運営方針及び事業計画に関すること。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。
- (4) 福祉相談に関すること。
- 6 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 保健業務の企画立案及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 結核予防及び健康診断に関すること。
- (4) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の医療以外の保健事業に関すること。
- (5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に関すること。
- (6) 健康づくりに関すること。
- (7) 献血に関すること。
- (8) 臓器移植、エイズ、麻薬等に関すること。
- (9) 保健団体の育成及び地域保健に関すること。
- (10) 保健センターに関すること。
- (11) 救急医療の補助金に関すること。
- (12) 医療に係る連絡、調整に関すること。
- (13) 古波蔵ふれあい館に関すること。
- 7 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。
- (2) 国民健康保険の給付に関すること。

- (7) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 安謝複合施設に関すること。
- (9) 地域包括支援センターに関すること。
- 8 保護課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に関すること。
- (2) 生活保護に係る運営方針及び事業計画に関すること。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。
- (4) 福祉相談に関すること。
- (3) 国民健康保険の診療報酬及の審査に関すること。
- (4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。
- 8 医療制度改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施計画に関すること。
- (2) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (3) 老人保健法の医療に関すること。
- (こどもみらい部における課の分掌事務)
- 第11条の2 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) こどもみらい部の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 次世代育成行動支援計画に関すること。
- (3) 保育所の設置及び廃止に関すること。
- (4) 幼稚園に関すること。
- 2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 前項第3号に掲げるもの以外の保育所に関すること。
- (2) 認可外保育施設の指導等に関すること。
- 3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び児童手当法に関すること。
- (2) 保育所以外の児童福祉施設に関すること。
- (3) 児童虐待の防止に関すること。
- (4) 療育センターに関すること。
- (5) 障害者自立支援法のうち、障害児デイサービスに関すること。

(建設管理部における都市施設管理センター及び課の分掌事務)

第13条 都市施設管理センターの分掌事務は、次項から第6項までに規定する事務とする。

2 管理企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市施設の管理に係る企画に関すること。
- (2) 特殊地下壕対策事業に関すること。

3 道路管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の管理に関すること。
- (2) 道路占用許可等に関すること。
- (3) 道路の路線認定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 道路境界の協定、指示及び承認に関すること。
- (5) 道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること。
- (6) 道路占用工事の監察に関すること。
- (7) 未買収道路用地補償に関すること。
- (8) 法定外公共物に関すること。
- (9) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関すること。
- (10) 排水路補修の設計、施工監理に関すること。
- (11) 下水道雨水施設の維持管理の総括に関すること。
- (12) 排水路の管理の総括に関すること。

4 公園管理室の分掌事務は、次のとおり

(6) 乳幼児、母子及び父子医療に関すること。

(7) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。

(8) 母子福祉センターに関すること。

(9) 助産施設の入所に関すること。

(建設管理部における課及び都市施設管理センターの分掌事務)

第13条 建設管理部における課の分掌事務は次項(第5号及び第6号を除く。)から第5項まで、都市施設管理センターの分掌事務は、次項第5号及び第6号並びに第6項から第9項までに規定する事務とする。

2 建設企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住宅政策に関すること。
- (2) 民間賃貸住宅の活用等に関すること。
- (3) 市営住宅建替計画に関すること。
- (4) 市営住宅建替事業における民間活用用地に関すること。
- (5) 建設管理部の所管する施設の管理に係る企画に関すること。
- (6) 特殊地下壕対策事業に関すること。

3 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画街路事業の施行計画、補助金、工事の設計及び施工監理に関すること。
- (2) 道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事に関すること。
- (3) 道路の災害復旧事業に係る設計及び施行監理に関すること。
- (4) 用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償に関すること。
- (5) 補償基準の調整及び整備に関すること。
- (6) 土地の収用に関すること。

- とする。
- (1) 公園、緑地に関すること。
- (2) 霊園の管理に関すること。
- 5 市営住宅室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。
- (2) 市営住宅及び附帯施設の管理に関すること。
- 6 土木管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 道路の損壊調査に関すること。
- (2) 工事用資材の調達、検収、保管及び受払いに関すること。
- (3) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の実施に関すること。
- (4) 下水道雨水施設の維持管理の実施に関すること。
- (5) 排水路の管理の実施に関すること。
- 7 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 都市計画街路事業の施行計画、補助金、工事の設計及び施工監理に関すること。
- (2) 道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事に関すること。
- (3) 道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理に関すること。
- (4) 用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償に関すること。
- (5) 補償基準の調整及び整備に関すること。
- (6) 土地の収用に関すること。
- 8 花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公園、緑地及び霊園の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。
- (2) 緑化に関すること。
- 4 花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公園、緑地及び霊園の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。
- (2) 緑化に関すること。
- (3) 公園等の用地の取得及び補償に関すること。
- 5 建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 住環境整備事業に関すること。
- (2) 市営住宅その他市建築物の建設に関すること。
- (3) 市建築物及び施設の営繕に関すること。
- 6 道路管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 道路の管理に関すること。
- (2) 道路占用許可等に関すること。
- (3) 道路の路線認定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 道路境界の協定、指示及び承認に関すること。
- (5) 道路の不法占用及び禁止行為の取締りに関すること。
- (6) 道路占用工事の監察に関すること。
- (7) 未買収道路用地補償に関すること。
- (8) 法定外公共物に関すること。
- (9) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関すること。
- 7 公園管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公園(管理事務の一部を除く。)、緑地に関すること。
- (2) 霊園の管理に関すること。
- 8 市営住宅室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。

(3) 公園等の用地の取得及び補償に関すること。

9 建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住宅対策に関すること。
- (2) 住環境整備事業に関すること。
- (3) 市営住宅その他市建築物の建設に関すること。
- (4) 市建築物及び施設の営繕に関すること。

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
[略]		[略]
市民文化部	市民活動課	
[略]		
健康福祉部	[略]	
都市計画部	[略]	
建設管理部	管理企画室	

(グループ制)

第16条 [略]

2 [略]

3 前項のグループリーダーは、課の長が指名する。

4～5 [略]

(2) 市営住宅及び附帯施設の管理に関すること。

9 土木管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の損壊調査に関すること。
- (2) 工事中資材の調達、検収、保管及び受払いに関すること。
- (3) 道路、橋等の維持修繕及び清掃の実施に関すること。
- (4) 下水道雨水施設の維持管理の実施に関すること。
- (5) 排水路の管理の実施に関すること。
- (6) 排水路補修の設計、施工監理に関すること。
- (7) 公園の管理事務で特に部長が指定するものに関すること。

(総括課)

第15条 [略]

部	総括課	事務
[略]		[略]
市民文化部	市民課	
[略]		
健康福祉部	[略]	
こどもみらい部	こども政策課	
都市計画部	[略]	
建設管理部	建設企画課	

(グループ制)

第16条 [略]

2 [略]

3 前項のグループリーダーは、部長の承認を得て、課の長が指名する。

4～5 [略]

[別表(第1条関係) 別記]	[別表(第1条関係) 別記]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第1条関係)

部	公室	課	室
[略]			
経営企画部		[略]	
		情報政策課	
財政部		財政課	
		税制課	
		[略]	
市民文化部		市民活動課	コミュニティ活性化 推進室
		市民課	
		国民年金課	
		国民健康保険課	
		文化振興課	
		[略]	
[略]			
健康福祉部	こどもみらい局	こどもみらい課	
		子育て応援課	
		福祉政策課	
		障害福祉課	
		健康推進課	
		ちゃーがんじゅう課	
		保護課	
[略]			
建設管理部	都市施設管理センター	管理企画室	
		道路管理室	
		公園管理室	
		土木管理事務所	
		道路建設課	
		花とみどり課	
		建築工事課	

[改正後 別記]
別表(第1条関係)

部	公室	課	室
[略]			
経営企画部		[略]	
		情報政策課	
		新庁舎建設準備室	
財務部		税制課	
		財政課	
		[略]	
市民文化部		市民課	
		市民協働推進課	
		文化振興課	
		[略]	
[略]			
健康福祉部		福祉政策課	
		障害福祉課	
		ちやーがんじゅう課	
		保護課	
	健康保険局	健康推進課	
		国民健康保険課	
		医療制度改革推進課	
こどもみらい部		こども政策課	
		こどもみらい課	
		子育て応援課	
[略]			
建設管理部		建設企画課	
		道路建設課	
		花とみどり課	
		建築工事課	
	都市施設管理センター	道路管理室	
		公園管理室	
		土木管理事務所	
		市営住宅室	

那霸市規則第19号

平成19年3月30日

那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(消防長、副消防長及び課長等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に<u>副参事</u>を、課に<u>主幹又は主査</u>を置くことができる。</p> <p>3 消防長は消防正監、副消防長及び<u>副参事</u>は消防監、課長は消防司令長又は消防司令、<u>主幹</u>は消防司令長又は消防司令、係長及び主査は消防司令補のうちからこれに充てる。ただし、<u>副参事</u>、課長、主幹、係長及び主査については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。</p> <p>(消防長、副消防長及び課長等の職務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>副参事</u>、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>(階級及び職名)</p> <p>第9条 消防吏員の階級及び職員の職名は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">消防吏員の階級</th> <th style="width: 50%;">職員の職名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防監</td> <td>副消防長 署長 副参事</td> </tr> <tr> <td>消防司令長</td> <td>署長 課長 <u>主幹</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	消防吏員の階級	職員の職名	[略]		消防監	副消防長 署長 副参事	消防司令長	署長 課長 <u>主幹</u>	[略]		<p>(消防長、副消防長及び課長等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に<u>参事</u>を、課に<u>副参事、主幹又は主査</u>を置くことができる。</p> <p>3 消防長は消防正監、副消防長及び<u>参事</u>は消防監、課長は消防司令長又は消防司令、<u>副参事</u>は消防司令長、<u>主幹</u>は消防司令、係長及び主査は消防司令補のうちからこれに充てる。ただし、<u>参事</u>、課長、副参事、主幹、係長及び主査については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。</p> <p>(消防長、副消防長及び課長等の職務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>参事</u>、<u>副参事</u>、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>(階級及び職名)</p> <p>第9条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">消防吏員の階級</th> <th style="width: 50%;">職員の職名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防監</td> <td>副消防長 署長 参事</td> </tr> <tr> <td>消防司令長</td> <td>署長 課長 <u>副参事</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	消防吏員の階級	職員の職名	[略]		消防監	副消防長 署長 参事	消防司令長	署長 課長 <u>副参事</u>	[略]	
消防吏員の階級	職員の職名																				
[略]																					
消防監	副消防長 署長 副参事																				
消防司令長	署長 課長 <u>主幹</u>																				
[略]																					
消防吏員の階級	職員の職名																				
[略]																					
消防監	副消防長 署長 参事																				
消防司令長	署長 課長 <u>副参事</u>																				
[略]																					

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正

部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第2条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、<u>健康福祉部参事(こどもみらい局を担当する参事に限る。)</u>、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、市立病院事務局長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、<u>健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)</u>、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、市立病院事務局長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市福祉事務所設置条例施行規則(昭和54年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織等)</p> <p>第2条 所の組織は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する健康福祉部の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、<u>福祉事務所担当の副部長</u>がその職務を代理する。</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 所の組織は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する健康福祉部及び<u>こどもみらい部</u>の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、<u>健康福祉部副部長</u>がその職務を代理する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>生涯学習部副部長、生涯学習課長、<u>青少年センター</u>所長、学校教育課長、教育研究所長、<u>市民活動課長</u>、健康推進課長、こどもみらい課長、子育て応援課長</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>生涯学習部副部長、生涯学習課長、<u>総合青少年課長</u>、学校教育課長、教育研究所長、<u>市民協働推進課長</u>、健康推進課長、<u>こども政策課長</u>、こどもみらい課長、子育て応援課長</p> <p>3～7 [略]</p>
---	--

備考

1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

第1号様式

[略]				[略]
決 裁 欄	[略]	主査等	[略]	

[略]	主査等	[略]

[改正後 別記]

第1号様式

[略]				[略]
決 裁 欄	[略]	主幹等	[略]	

[略]	主幹等	[略]

[改正前 別記]

第2号様式

[略]				[略]
決 裁 欄	[略]	<u>主査等</u>	[略]	

[略]	<u>主査等</u>	[略]

[改正後 別記]

第2号様式

[略]				[略]
決 裁 欄	[略]	<u>主幹等</u>	[略]	

[略]	<u>主幹等</u>	[略]

[改正前 別記]

第3号様式

[略]				[略]
確 認 欄	[略]	<u>主査等</u>	[略]	

[略]	<u>主査等</u>	[略]

[改正後 別記]

第3号様式

[略]				[略]
確 認 欄	[略]	<u>主幹等</u>	[略]	

[略]	<u>主幹等</u>	[略]

[改正前 別記]

第4号様式

[略]				[略]	[略]		
決 裁 欄	[略]	主査等	[略]		[略]	主査等	[略]

(裏面)

[略]	係長印	[略]
[略]		

[改正後 別記]

第4号様式

[略]				[略]	[略]		
決 裁 欄	[略]	主幹等	[略]		[略]	主幹等	[略]

(裏面)

[略]	主幹印	[略]
[略]		

(那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 国民健康保険課において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>健康福祉部健康保険局</u> 国民健康保険課において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市立病院の主要職員を定める規則の一部改正)

第7条 那覇市立病院の主要職員を定める規則(平成15年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条ただし書の規定に基づき、病院事業管理者がその任免について、あらかじめ市長の同意を得なければならない主要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副院長、<u>診療部長、診療支援部長</u>及び事務局長</p> <p>(2) 次長及び<u>副参事</u></p> <p>(3) 総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、<u>主幹及び技幹</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 副院長及び事務局長</p> <p>(2) <u>診療部長、診療支援部長、次長及び参事</u></p> <p>(3) 総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、<u>担当副参事及び副参事</u></p> <p>(4) [略]</p>
--	---

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第8条 那覇市立病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成15年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、市長が定める那覇市立病院企業職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副院長、<u>診療部長、診療支援部長</u>及び事務局長</p> <p>(2) 次長及び<u>副参事</u></p> <p>(3) 総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、<u>主幹及び技幹</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 副院長及び事務局長</p> <p>(2) <u>診療部長、診療支援部長、次長及び参事</u></p> <p>(3) 総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、<u>担当副参事及び副参事</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p>

備考 第7条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市新庁舎基本構想審議会規則の一部改正)

第9条 那覇市新庁舎基本構想審議会規則(平成18年那覇市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(庶務) 第8条 審議会の庶務は、経営企画部 <u>経営 企画室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、経営企画部 <u>新庁 舎建設準備室</u> において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号

平成19年3月30日

那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市小口資金融資に関する規則の一部を改正する規則

那覇市小口資金融資に関する規則(昭和51年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(融資の種類及び条件)</p> <p>第3条 融資の種類及び条件は、別表のとおりとする。この場合において、「特別小口資金融資」とは沖縄県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が実施する特別小口保証制度の適用を受ける融資をいい、「一般小口資金融資」とはその他の融資をいうものとする。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(融資の種類及び条件)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[別表(第3条、第6条関係) 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

融資の種類	融資条件							
	限度額	資金使途	融資期間	据置 期間	利率	保証料	償還 方法	担保
[略]								
一般小口資 金融資	[略]						連帯保証人1人以上 を要する。ただし、 物的担保を提供さ せた上で、連帯保証 人を要しないもの とすることができる。 る。	

[改正後 別記]

別表(第3条、第6条関係)

融資の種類	融資条件							
	限度額	資金使途	融資期間	据置 期間	利率	保証料	償還 方法	担保
[略]								
一般小口資 金融資	[略]						個 人 の 場 合 法 人 の 場 合	連帯保証人を必 要に応じて徴す る。 法人代表者を連 帯保証人として 徴する。

那覇市規則第21号

平成19年3月30日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]	[別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1こども課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課	保健師	[略]
健康推進課	保健師	[略]
こども課	保健師	[略]
ちゃーがんじゅう課	保健師	[略]
[略]		
クリーン推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく技術管理者に任命された職員	[略]
建築指導課	[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課 健康推進課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課	保健師	[略]
[略]		
クリーン推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「 <u>廃掃法</u> 」という。)に基づく技術管理者に任命された職員	[略]
	<u>廃掃法</u> に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された職員	<u>2</u>
管財課 労働農水課 道路建設課 こどもみらい課 市民課 文化振興課 教育委員会総務課	<u>廃掃法</u> に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された職員	<u>1</u>
建築指導課	[略]	

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	部長 <u>参事</u> (市長の定めるものに限る。)	[略]
	<u>参事</u> (市長の定めるものを除く。)	[略]
	[略]	
	<u>副参事</u>	[略]
	[略]	
	<u>主幹</u> <u>技幹</u>	[略]
消防機関	[略]	
	消防司令(隔日勤務でないものに限る。) <u>主幹</u> (消防吏員でないものに限る。)	[略]
議会事務局	[略]	
	<u>主幹</u>	[略]
教育委員会事務局	[略]	
	<u>参事</u>	[略]
	[略]	
	<u>副参事</u>	[略]
	[略]	
	<u>主幹</u> <u>技幹</u>	[略]
選挙管理委員会事務局	[略]	
	<u>主幹</u>	[略]
監査委員事務局	[略]	
	<u>主幹</u> <u>技幹</u>	[略]

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	部長 参事監(市長の定めるものに限る。) 会計管理者	[略]
	参事監(市長の定めるものを除く。)	[略]
	[略]	
	参事	[略]
	[略]	
	副参事 担当副参事	[略]
消防機関	[略]	
	消防司令(隔日勤務でないものに限る。) 副参事(消防吏員でないものに限る。)	[略]
議会事務局	[略]	
	副参事	[略]
教育委員会事務局	[略]	
	参事監	[略]
	[略]	
	参事	[略]
	[略]	
	副参事	[略]
選挙管理委員会事務局	[略]	
	副参事	[略]
監査委員事務局	[略]	
	副参事	[略]

[改正前 別記]

別表第4(第55条の2関係)

職員	加算割合
部長、 <u>参事</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
副部長、 <u>副参事</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
課長、 <u>主幹</u> 、 <u>技幹</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
係長、 <u>主査</u> 、 <u>技査</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]

[改正後 別記]

別表第4(第55条の2関係)

職員	加算割合
部長、 <u>参事監</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
副部長、 <u>参事</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
課長、 <u>副参事</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
<u>主幹</u> その他これに相当するものとして市長が定める職員	<u>100分の7</u>
係長、 <u>主査</u> その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]

那覇市規則第22号

平成19年3月30日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号。以下「初任給規則」という。)の一部を改正する。

改正前	改正後
<p>(外国機関等派遣職員の退職時の号給の調整)</p> <p>第39条の2 [略]</p> <p>(降任者の号給等)</p> <p>第40条 職員が降任した場合のその者の降任の日における号給は、降任後の職より上位の職にあった期間中降任後の職にあったものとみなし、当該期間の初日の前日における号給を基礎として、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して当該期間の初日以降の昇格、昇給、給料の切替等の規定を適用した場合に降任の日に受けることとなる号給とする。</p> <p>2 前項の場合においては、第23条の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>[付則別表第1 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第7 別記]</p>	<p>(外国機関等派遣職員の退職時の号給の調整)</p> <p>第40条 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>[付則別表第1 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第7 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による別表第1の改正により職務の級が異なることとなる職員のこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)における号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、施行日の前日に受けていた号給に対応する次の表の施行日における号給欄に定める号給とする。

施行日の前日に受けていた号給	施行日における号給		
	行政職給料表	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	2	6	6
23	3	7	7
24	4	8	8
25	5	9	9
26	6	10	10
27	7	11	11
28	8	12	12
29	9	13	13
30	10	14	14
31	11	15	15
32	12	16	16
33	13	17	17
34	14	18	18
35	15	19	19
36	16	20	20
37	17	21	21
38	18	22	22
39	19	23	23
40	20	24	24
41	21	25	25
42	22	26	26
43	23	27	27
44	24	28	28
45	25	29	29
46	26	30	30
47	27	31	31
48	28	32	32
49	29	33	33
50	30	34	34

51	31	35	35
52	32	36	36
53	33	37	37
54	34	38	38
55	35	39	39
56	36	40	40
57	37	41	41
58	38	42	42
59	39	43	43
60	40	44	44
61	41	45	45
62	42	46	46
63	43	47	47
64	44	48	48
65	45	49	49
66	45	50	50
67	45	51	51
68	46	52	52
69	46	53	53
70	46	54	54
71	47	55	55
72	47	56	56
73	47	57	57
74	48	58	58
75	48	59	59
76	48	60	60
77	49	61	61
78	49	61	62
79	49	62	63
80	50	62	64
81	50	63	65
82	50	63	66
83	51	64	67
84	51	64	68
85	51	65	69
86	52	65	70
87	52	66	71
88	52	66	72
89	53	67	73
90	53	67	74
91	53	68	75
92	53	68	76
93	54	69	77
94	54	70	78
95	54	71	79

96	54	72	80
97	55	73	81
98	55	73	82
99	55	74	83
100	55	74	84
101	56	75	85
102	56	75	85
103	56	76	86
104	56	76	86
105	57	77	87
106	57	77	87
107	58	78	88
108	58	78	88
109	59	79	89
110	59	79	90
111	60	80	91
112	60	80	92
113	61	81	93
114	61		94
115	62		95
116	62		96
117	63		97
118	64		98
119	65		99
120	65		100
121	66		101
122	67		101
123	67		102
124	68		102
125	69		103

[改正前 別記]

付則別表第1(付則第5項関係)

年齢別最低保障給

年齢(歳)	職務の級	号給
[略]		
32	<u>2</u>	<u>9</u>
33	<u>2</u>	<u>13</u>
34	<u>2</u>	<u>17</u>
35以上	<u>2</u>	<u>21</u>

[改正後 別記]

付則別表第1(付則第5項関係)

年齢別最低保障給

年齢(歳)	職務の級	号給
[略]		
32	<u>1</u>	<u>41</u>
33	<u>1</u>	<u>45</u>
34	<u>1</u>	<u>49</u>
35以上	<u>1</u>	<u>53</u>

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	1 係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務 2 消防士長の職務 3 困難な業務を処理する主任主事、主任技師、主任保育士、消防副士長その他これらに相当する職の職務
4級	困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
5級	消防司令の職務
6級	課長、主幹、技幹、消防司令長その他これらに相当する職の職務
7級	副部長、次長、副参事、公室長、管理センター長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8級	部長、参事、議会事務局長、消防正監その他これらに相当する職の職務

イ 削除

ウ 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	1 係長又は技査の職務 2 特に困難な業務を行う栄養士、理学療法士又は言語聴覚士の職務
4級	困難な業務を行う係長又は技査の職務
5級	
6級	

エ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	1 係長又は技査の職務 2 困難な業務を行う保健師の職務
4級	困難な業務を行う係長又は技査の職務
5級	
6級	技幹の職務

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	1 消防士長の職務 2 主任主事、主任技師、主任保育士、 <u>困難な業務を処理する消防副士長</u> その他これらに相当する職の職務
4級	係長、主査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
5級	1 消防司令の職務 2 主幹その他これに相当する職の職務
6級	課長、 <u>副参事</u> 、消防司令長その他これらに相当する職の職務
7級	副部長、次長、 <u>参事</u> 、公室長、管理センター長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8級	部長、 <u>参事監</u> 、 <u>会計管理者</u> 、議会事務局長、消防正監その他これらに相当する職の職務

イ 削除

ウ 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	<u>主任栄養士</u> 、 <u>主任理学療法士</u> 又は <u>主任言語聴覚士</u> の職務
4級	<u>主査</u> の職務
5級	<u>主幹</u> の職務
6級	<u>副参事</u> の職務

エ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	<u>主任保健師</u> の職務
4級	<u>主査</u> の職務
5級	<u>主幹</u> の職務
6級	<u>副参事</u> の職務

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	[略]	5級	[略]
[略]			
94	[略]		[略]
95	[略]		[略]
96	[略]		[略]
97	[略]		[略]
98	[略]		[略]
99	[略]		[略]
100	[略]		[略]
101	[略]		[略]
102	[略]		[略]
103	[略]		[略]
104	[略]		[略]
105	[略]		[略]
106	[略]		[略]
107	[略]		[略]
108	[略]		[略]
109	[略]		[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	[略]	5級	[略]
[略]			
94	[略]	<u>85</u>	[略]
95	[略]	<u>85</u>	[略]
96	[略]	<u>85</u>	[略]
97	[略]	<u>85</u>	[略]
98	[略]	<u>85</u>	[略]
99	[略]	<u>85</u>	[略]
100	[略]	<u>85</u>	[略]
101	[略]	<u>85</u>	[略]
102	[略]	<u>85</u>	[略]
103	[略]	<u>85</u>	[略]
104	[略]	<u>85</u>	[略]
105	[略]	<u>85</u>	[略]
106	[略]	<u>85</u>	[略]
107	[略]	<u>85</u>	[略]
108	[略]	<u>85</u>	[略]
109	[略]	<u>85</u>	[略]
[略]			

那霸市規則第23号

平成19年3月30日

那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(現業職員の範囲) 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 環境整備主査等(環境整備主査、予防主査、総合現業主査、<u>プラント整備技査、<u>運転技査及び調理技査</u></u>をいう。) (2)～(3) [略] [別表第2 別記] [別表第5 別記]</p>	<p>(現業職員の範囲) 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 環境整備主査等(環境整備主査、予防主査、総合現業主査、<u>プラント整備主査、<u>運転主査及び調理主査</u></u>をいう。) (2)～(3) [略] [別表第2 別記] [別表第5 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則による別表第2の改正により職務の級が異なることとなる職員のこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)における号給は、施行日の前日に受けていた号給に対応する次の表の施行日における号給欄に定める号給とする。

施行日の前日に受けていた号給	施行日における号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1

16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40

61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	45
67	45
68	46
69	46
70	46
71	47
72	47
73	47
74	48
75	48
76	48
77	49
78	49
79	49
80	50
81	50
82	50
83	51
84	51
85	51
86	52
87	52
88	52
89	53
90	53
91	53
92	53
93	54
94	54
95	54
96	54
97	55
98	55
99	55
100	55
101	56
102	56
103	56
104	56
105	57

106	57
107	58
108	58
109	59
110	59
111	60
112	60
113	61
114	61
115	62
116	62
117	63
118	64
119	65
120	65
121	66
122	67
123	67
124	68
125	69

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	<u>1</u> 環境整備主査等の職務 <u>2</u> 主任環境整備員等の職務 <u>3</u> 特に困難な業務を処理する環境整備員等の職務
4級	<u>困難な業務を処理する環境整備主査等の職務</u>
5級	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	<u>1</u> 主任環境整備員等の職務 <u>2</u> 特に困難な業務を処理する環境整備員等の職務
4級	環境整備主査等の職務
5級	

[改正前 別記]

別表第5(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン 推進課	[略]	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく技術管理者に任命された現業職員	[略]

[改正後 別記]

別表第5(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン 推進課	[略]	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「 <u>廃掃法</u> 」という。)に基づく技術管理者に任命された現業職員	[略]
	<u>廃掃法</u> に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	13,000円

那覇市規則第24号

平成19年3月30日

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分類)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1品の取得価格が<u>図書</u>にあつては5,000円未満、<u>その他の物品(机、椅子及び公印を除く。)</u>にあつては1万円未満のものは、消耗品とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補助職員の設置)</p> <p>第6条 <u>収入役</u>の事務を補助する職員は、物品出納員及び物品分任出納員並びに管財課職員のうち管財課長が指定する職員とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品出納員等の職務)</p> <p>第7条 物品出納員は、<u>収入役</u>の命を受けてその所管に属する物品の出納及び保管の事務に従事する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(併任)</p> <p>第10条 物品出納員及び物品分任出納員が市長の事務部局の<u>吏員その他の職員</u>でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の<u>吏員その他の職員</u>に併任されたものとする。</p> <p>(収入役の仕事の一部委任)</p> <p>第11条 <u>収入役</u>は、その権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事務を物品出納員に委任する。</p> <p>(購入)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管財課長は、前項の規定により購入の契約を締結したときは、<u>契約書の写し等</u></p>	<p>(分類)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1品の取得価格が<u>1万円未満の物品(机、椅子及び公印を除く。)</u>は、消耗品とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(補助職員の設置)</p> <p>第6条 <u>会計管理者</u>の事務を補助する職員は、物品出納員及び物品分任出納員並びに管財課職員のうち管財課長が指定する職員とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品出納員等の職務)</p> <p>第7条 物品出納員は、<u>会計管理者</u>の命を受けてその所管に属する物品の出納及び保管の事務に従事する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(併任)</p> <p>第10条 物品出納員及び物品分任出納員が市長の事務部局の<u>職員</u>でないときは、当該職員は、当該職にある間市長の事務部局の<u>職員</u>に併任されたものとする。</p> <p>(会計管理者の仕事の一部委任)</p> <p>第11条 <u>会計管理者</u>は、その権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事務を物品出納員に委任する。</p> <p>(購入)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管財課長は、前項の規定により購入の契約を締結したときは、<u>契約書等</u>を課長</p>

を課長に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。

(物品の払出し)

第18条 [略]

(寄附)

第19条 課長は、重要物品の寄附があったときは、物品出納通知書により物品出納員に通知しなければならない。

(返納)

第20条 課長は、所管に属する不用となった物品で、使用可能と認めたものについては、物品出納通知書により物品出納員に返納しなければならない。

(廃棄処分)

第21条 課長は、所管に属する物品で、損傷がはなはだしく使用に耐えないと認め、かつ、財産価値を有しないと認められたものについては、廃棄処分することができる。

2 課長は、重要物品を廃棄処分したときは、直ちに物品出納通知書により物品出納員に通知しなければならない。

(亡失、き損物品の処理)

第22条 課長は、重要物品の亡失、き損その他の事故が発生したときは、速やか

に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。

(物品の払出し等)

第18条 [略]

2 物品出納員は、課長の申し出により、在庫物品の貸出しをするときは、物品貸出簿に必要事項を記入させ、当該物品の貸出しをすることができる。

(寄附)

第19条 課長は、物品の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品(重要物品以外の物品をいう。以下同じ。)にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

(返納)

第20条 課長は、所管に属する不用となった物品で、使用可能と認めたものについては、物品出納通知書により物品出納員に返納しなければならない。ただし、当該物品を譲渡しようとするときは、この限りでない。

(処分)

第21条 課長は、所管に属する物品で、損傷がはなはだしく使用に耐えないと認め、かつ、財産価値を有しないと認められたものについては、廃棄することができる。

2 課長は、物品を譲渡しようとするときは、物品出納員に合議しなければならない。

3 課長は、物品を廃棄又は譲渡したときは、直ちに物品出納通知書により、重要物品にあつては物品出納員に、普通物品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。

(亡失、き損物品の処理)

第22条 課長は、物品の亡失、き損その他の事故が発生したときは、速やかに物

<p>に物品出納通知書により<u>物品出納員</u>に通知しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>平成2年度までに取得した物品に対する第3条第2項の規定の適用については、同項中「5,000円」及び「1万円」とあるのはそれぞれ「3,000円」及び「5,000円」とし、同物品に対する第4条の規定の適用については、同条中「100万円」とあるのは「50万円」とする。</u></p> <p>別表第1 [略]</p> <p>別表第2 [略]</p>	<p>品出納通知書により、<u>重要物品にあつては物品出納員に、普通物品にあつては物品分任出納員</u>に通知しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1(<u>第3条関係</u>) [略]</p> <p>別表第2(<u>第6条関係</u>) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第25号

平成19年3月30日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の種類) 第4条 [略] 2 職印は職名をもって発する文書に用い、その種類は次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>助役印</u> (3) <u>収入役印</u> (4)～(7) [略] [別表第2 別記]	(公印の種類) 第4条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) <u>副市長印</u> (3) <u>会計管理者印</u> (4)～(7) [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	



付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印


名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個数	
市長印	[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]	[略]	外国人登録、印鑑登録、なほ市民カード等に関する文書及び外国人登録済証明書	[略]		
	[略]	[略]	印鑑登録、なほ市民カード等に関する文書及び市税等に関する諸証明	[略]		
	[略]	[略]	国民年金に係る市経由に関する文書	国民年金課長	1	
	[略]	[略]	滞納処分に関する文書及び交付要求に関する文書並びに国民健康保険に関する文書及び諸証明	[略]		
	[略]	[略]	那覇市小口資金融資依頼書、沖縄県小規模企業対策資金融資依頼書、なほ商人塾及び那覇市伝統工芸館の使用に関する許可書等	[略]		
	[略]	[略]	[略]	健康推進課長	[略]	
	[略]	[略]	区画整理に関する諸証明、許可書等	[略]		
	[略]	[略]	登記事項証明書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請並びに那覇市緑化センター使用許可に関する文書	[略]		
	[略]	[略]	[略]			
	助役印		[略]	助役名をもってする文書	[略]	
	収入役印		[略]	収入役名をもってする文書	[略]	

部長印	[略]			9
局長印	那 覇 市 こどもみらい局 長 印	[略]	こどもみらい 課長	[略]
[略]				
部の課長印	那 覇 市 〇 〇 部 課 長 印	[略]	各部の庶務担 当課長	9
課長印	那 覇 市 〇 〇 部 〇 〇 課 長 印	[略]		
[略]				
保育所長印	[略]			18
[略]				

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用途	管守者	個数
市長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	外国人登録、印鑑登録、なほ市民カード、国民年金に係る市経由等に関する文書及び外国人登録済証明書	[略]	[略]
	[略]	[略]	印鑑登録、なほ市民カード等に関する文書及び市税等に関する諸証明	[略]	[略]
	[略]	[略]	滞納処分に関する文書及び交付要求に関する文書並びに国民健康保険に関する文書及び諸証明	[略]	[略]
	[略]	[略]	那覇市小口資金融資依頼書、沖縄県小規模企業対策資金融資依頼書、なほ商人塾、那覇市中心商店街にぎわい広場及び那覇市伝統工芸館の使用に関する許可書並びにチャレンジショップの出店商品の販売委託に関する契約書	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	医療制度改革推進課長	[略]
	[略]	[略]	区画整理に関する諸証明、許可書等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	[略]	[略]
	[略]	[略]	登記事項証明書、草花苗等配付決定通知書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	副市長印	 <p>那 覇 市 副 市 長 印</p>	[略]	副市長名をもってする文書	[略]

会計管理者印	那 覇 市 会 計 管 理 者 印	[略]	会計管理者名をもってする 文書	[略]
部長印	[略]			10
局長印	那 覇 市 健 康 保 険 局 長 印	[略]	健康推進課長	[略]
[略]				
部(局)の 課長印	那 覇 市 〇〇部(局) 課 長 印	[略]	各部(局)の庶 務担当課長	10
課長印	那 覇 市 〇〇部(局) 〇 〇 課 長 印	[略]		
[略]				
保育所長 印	[略]			16
[略]				

那覇市規則第26号

平成19年3月30日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
管財課	[略]	
	非常勤守衛	[略]
[略]		
納税課	[略]	
市民活動課	[略]	
市民課	[略]	
	地域コミュニティー推進員	[略]
国民年金課	年金相談員	日額 5,620
国民健康保険課	窓口指導員	日額 6,600
	健康相談員	日額 9,080
	レセプト点検職員	日額 7,090
	医療費集計事務職員	日額 7,090
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,090
	第三者行為求償事務職員	月額 106,630 円 に勤務実績に応じ 市長が定める額を 加えた額
	保険税収納推進員	月額 69,370 円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税市外収納推進員	月額 69,370 円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
	保険税特別滞納整理指導員	月額 170,000
文化振興課	[略]	
	展示管理員	日額 5,700
歴史博物館	[略]	
	古文書解読員	[略]
労働農水課	[略]	
	公設市場非常勤営繕管理員	[略]
	就職相談員	[略]
	勤労青少年ホーム指導員	日額 5,190
環境政策課	[略]	
	ゼロエミッション非常勤専門員	[略]
[略]		
環境保全課	自然観察指導員	[略]
福祉政策課	援護事務相談員	日額 7,850
健康推進課	[略]	

	非常勤栄養士	[略]
	レセプト点検主任	日額 7,600
	レセプト点検職員	日額 7,090
	窓口指導員	日額 6,220
	高齢者医療健康相談員	日額 9,080
こどもみらい課	保育所環境整備員	日額 4,670
	保育所パート職員	時給 910
	非常勤調理員	時給 910
	非常勤栄養士	日額 7,040
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,220
	子育て指導員	日額 8,950
	子育て支援センター担当員	日額 7,460
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,300
	育児専門支援員	日額 8,400
	家庭相談員	日額 8,400
	児童厚生員(月曜日から土曜日までの開館対応)	日額 5,910
	児童厚生員(日曜日開館対応)	日額 8,270
	児童遊園厚生員	日額 5,910
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,010
	保育所嘱託医	月額 27,000
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 5,460
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000
	療育センター非常勤用務員	日額 5,460
	療育センター非常勤保育士	日額 7,090
	療育センター非常勤保健師	日額 9,080
	母子自立支援員	日額 8,400
障害福祉課	[略]	
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	地域包括支援センター介護予防専門員	[略]
	地域包括支援センター社会福祉士	日額 9,520
	[略]	
保護課	女性相談員	[略]
	[略]	
	介護扶助適正給付推進員	[略]
	医療費通知事務担当非常勤職員	日額 5,810
	非常勤病院等担当支援職員	日額 5,810
	非常勤保護施設担当支援職員	日額 5,810
	[略]	
公園管理室	公園管理補助員	日額 9,500
	非常勤機械技師	[略]
花とみどり課	[略]	

出納室	非常勤収入役秘書	日額 7,300
教育委員会総務課	[略]	
[略]		
壺屋焼物博物館	[略]	
青少年センター	[略]	
	専任指導員	[略]
学校教育課	[略]	
やる気・元気サポート室	学校サポートチーム支援員	時給 880
教育研究所	[略]	
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
管財課	[略]	
	非常勤守衛	[略]
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,220
[略]		
納税課	[略]	
市民協働推進課	[略]	
市民課	[略]	
	地域コミュニティー推進員	[略]
	年金相談員	日額 5,620
文化振興課	[略]	
	展示管理員	時給 1,140
歴史博物館	[略]	
	古文書解読員	[略]
	非常勤事務員	日額 5,460
労働農水課	[略]	
	公設市場非常勤宮繕管理員	[略]
	公設市場徴収補助員	日額 5,460
	公設市場事務補助員	日額 5,460
	就職相談員	[略]
環境政策課	[略]	
	ゼロエミッション非常勤専門員	[略]
	ISO14001推進業務非常勤職員	日額 5,460
[略]		
環境保全課	自然観察指導員	[略]
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,010
健康推進課	[略]	
	非常勤栄養士	[略]
国民健康保険課	窓口指導員	日額 6,600
	健康相談員	日額 9,080
	レセプト点検職員	日額 7,090
	医療費集計事務職員	日額 7,090
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,090
	第三者行為求償事務職員	月額 106,630 円 に勤務実績に応じ 市長が定める額を 加えた額
	保険税収納推進員	月額 69,370 円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額

	保険税市外収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
	保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
	保険税特別滞納整理指導員	月額 170,000
医療制度改革推進課	レセプト点検主任	日額 7,600
	レセプト点検職員	日額 7,090
	窓口指導員	日額 6,220
	高齢者医療健康相談員	日額 9,080
	特定健診・保健指導非常勤保健師	日額 9,080
福祉政策課	援護事務相談員	日額 7,850
障害福祉課	[略]	
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	地域包括支援センター介護予防専門員	[略]
	地域包括支援センターケアプランナー	月額 220,000
	地域包括支援センター社会福祉士	月額 220,000
	[略]	
保護課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,680
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,810
	女性相談員	[略]
	[略]	
	介護扶助適正給付推進員	[略]
	非常勤病院等担当支援職員	日額 6,010
	非常勤保護施設担当支援職員	日額 6,010
	[略]	
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 910
	非常勤調理員	時給 910
	非常勤栄養士	日額 7,040
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,220
	子育て指導員	日額 8,950
	子育て支援センター担当員	日額 7,460
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 7,300
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,300
	育児専門支援員	日額 8,400
	家庭相談員	日額 8,400
	児童厚生員(月曜日から土曜日までの開館対応)	日額 5,910
	児童厚生員(日曜日開館対応)	日額 8,270

	児童遊園厚生員	日額 5,910
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,010
	保育所嘱託医	月額 27,000
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 5,460
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000
	療育センター非常勤用務員	日額 5,460
	療育センター非常勤保育士	日額 7,090
	療育センター非常勤保健師	日額 9,080
	母子自立支援員	日額 8,400
区画整理課	非常勤事務員	日額 6,220
公園管理室	非常勤機械技師	[略]
土木管理事務所	公園管理補助員	日額 9,500
花とみどり課	[略]	
教育委員会総務課	[略]	
[略]		
壺屋焼物博物館	[略]	
総合青少年課	[略]	
	専任指導員	[略]
	学校サポートチーム支援員	時給 1,000
学校教育課	[略]	
教育研究所	[略]	
[略]		

訓 令

那覇市訓令第 1 号

平成19年 3 月 30 日

那覇市助役事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市助役事務分担規程の一部を改正する訓令

那覇市助役事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市助役事務分担規程</u></p> <p>第1条 この規程は、<u>助役</u>の事務分担等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>助役</u>の分担事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>當銘助役</u> 総務部、経営企画部、財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務</p> <p>(2) <u>伊藝助役</u> 市民文化部、経済観光部、環境部及び健康福祉部の分掌する事務</p> <p>第4条 一の<u>助役</u>に事故があるとき、又は一の<u>助役</u>が欠けたときは、その分担事務は、他の<u>助役</u>が掌理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市副市長事務分担規程</u></p> <p>第1条 この規程は、<u>副市長</u>の事務分担等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>副市長</u>の分担事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>當銘副市長</u> 総務部、経営企画部、財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務</p> <p>(2) <u>與儀副市長</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、健康福祉部及びこどもみらい部の分掌する事務</p> <p>第4条 一の<u>副市長</u>に事故があるとき、又は一の<u>副市長</u>が欠けたときは、その分担事務は、他の<u>副市長</u>が掌理する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 2 号

平成19年 3 月 30 日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部改正)

第1条 那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定義) 第3条 この規程において職員とは、市長、助役、収入役及び市長の補助機関たる職員をいう。ただし、非常勤の職員で市長が指定したものを除く。	(職員の定義) 第3条 この規程において職員とは、市長、副市長、会計管理者及び市長の補助機関たる職員をいう。ただし、非常勤の職員で市長が指定したものを除く。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(都市モノレール対策協議会規程の一部改正)

第2条 都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市計画部担当の <u>助役</u> 、副会長に他の <u>助役</u> をもって充てる。 <u>助役</u> 、都市計画部長、総務部長、経営企画部長、財務部長、建設管理部長	(組織) 第3条 協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市計画部担当の <u>副市長</u> 、副会長に他の <u>副市長</u> をもって充てる。 <u>副市長</u> 、都市計画部長、総務部長、経営企画部長、財務部長、建設管理部長
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市文化振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第3条 那覇市文化振興基金運用検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に市民文化部担当の <u>助役</u> 、副委員長に市民文化部長をもって充てる。 市民文化部担当の <u>助役</u> 、市民文化部長、総務部長、経営企画部長、生涯学習部長	(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に市民文化部担当の <u>副市長</u> 、副委員長に市民文化部長をもって充てる。 市民文化部担当の <u>副市長</u> 、市民文化部長、総務部長、経営企画部長、生涯学習部長
2 [略]	2 [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に経営企画部担当の<u>助役</u>、副委員長に他の<u>助役</u>をもって充てる。</p> <p><u>助役</u> 収入役 上下水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 <u>各部の長</u> 消防長 上下水道部長 市立病院事務局長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に経営企画部担当の<u>副市長</u>、副委員長に他の<u>副市長</u>をもって充てる。</p> <p><u>副市長</u> 上下水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 <u>各部の長</u> <u>会計管理者</u> 消防長 上下水道部長 市立病院事務局長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市公有財産検討委員会規程の一部改正)

第5条 那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の<u>助役</u>、副委員長に総務部長をもって充てる。</p> <p>総務部担当<u>助役</u>、総務部長、経営企画部長、財務部長、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の<u>副市長</u>、副委員長に総務部長をもって充てる。</p> <p>総務部担当<u>副市長</u>、総務部長、経営企画部長、財務部長、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市文書取扱規程の一部改正)

第6条 那覇市文書取扱規程(平成9年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(到達文書の取扱い)</p> <p>第11条 本市に到達した文書(課に直接到達した文書を除く。)は、総務部総務課において受領し、総務課長が、次に掲げるところにより処理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市長又は<u>助役</u>あての親展文書は、</p>	<p>(到達文書の取扱い)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市長又は<u>副市長</u>あての親展文書</p>

<p>開封せずに秘書課に配付する。 (3)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (決裁区分)</p> <p>第21条 起案文書には、那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)及び那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の定めるところにより決裁区分を表示しなければならない。 市長 [略] <u>助役</u> <u>助役</u>の決裁を受けるもの 部長～係長 [略]</p> <p>2 [略] (回議)</p> <p>第22条 起案文書は、関係課員、係長、課長、副部長、部長、<u>助役</u>、市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。 (文書の発信者名)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 対内文書の発信者名は、<u>収入役</u>又は部長の職名を用いる。この場合において部長の職名を用いるときは、主管課を表示しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>は、開封せずに秘書課に配付する。 (3)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (決裁区分)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>市長 [略] <u>副市長</u> <u>副市長</u>の決裁を受けるもの 部長～係長 [略]</p> <p>2 [略] (回議)</p> <p>第22条 起案文書は、関係課員、係長、課長、副部長、部長、<u>副市長</u>、市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。 (文書の発信者名)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 対内文書の発信者名は、<u>会計管理者</u>又は部長の職名を用いる。この場合において部長の職名を用いるときは、主管課を表示しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市車両管理規程の一部改正)</p>	
<p>第7条 那覇市車両管理規程(平成10年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 専用車両 管財課に配置され、管</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 専用車両 管財課に配置され、管</p>

理される車両で市長、助役及び収入役が専用するものをいう。	理される車両で市長及び副市長が専用するものをいう。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市政策推進会議規程の一部改正)

第8条 那覇市政策推進会議規程(平成15年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告) 第8条 議長は、庁議、三役会議(市長、助役及び収入役からなる会議をいう。)又は部長会議において、推進会議の運営状況を報告するものとする。	(報告) 第8条 議長は、庁議又は部長会議等において、推進会議の運営状況を報告するものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市文書取扱規程の特例に関する規程の一部改正)

第9条 那覇市文書取扱規程の特例に関する規程(平成16年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

起 案 用 紙

[略]					
決裁	[略]	[略]	<u>助役</u>	<u>助役</u>	[略]
		[略]			
[略]					

共通

[改正後 別記]

第2号様式(第5条関係)

起 案 用 紙

[略]					
決裁	[略]	[略]	<u>副市長</u>	<u>副市長</u>	[略]
		[略]			
[略]					

共通

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 3 号

平成19年 3 月 30 日

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 那覇市職員被服貸与規程(1964年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与を受ける職員	品目	数量	期間(年)	対象課等
1	事務吏員で主として外勤する職員	[略]			資産税課、納税課、国民健康保険課、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
2	技術吏員(第5項に規定する被服の貸与を受ける職員及び常時内勤する職員を除く。)	[略]			
3	事務吏員で特殊な業務に従事する職員	[略]			総務課、情報政策課、秘書広報課、管財課、市民活動課、商工振興課、労働農水課、福祉政策課、こどもみらい課、子育て応援課、障害福祉課、チャージゅう課、保護課、健康推進課、環境政策課、クリーン推進課、都市計画課、区画整理課、道路建設課、花とみどり課、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
[略]					
5	技術吏員で工事監督等のため主として外勤する職員	[略]			労働農水課、環境保全課、建築指導課、市街地整備課、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所、建築工事課、花とみどり課、区画整理課、道路建設課及び契約検査室
6	事務吏員で主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	[略]			
7	主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	作業服(B)	[略]		花とみどり課、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
		作業靴(B)	[略]		秘書広報課、管財課、労働農水課、環境政策課、クリーン推進課、道路建設課、花とみどり課、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
		[略]			
		雨衣	[略]		管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
[略]					

17	市長、助役、収入 役、総務部長、総 務部副部長、総務 部総務課長、市長 公室長及びその 他主として防災 業務に従事する 職員	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与を受ける職員	品目	数量	期間 (年)	対象課等
1	主として事務を掌る職員(以下「事務職員」という。)で主として外勤するもの	[略]			資産税課、納税課、国民健康保険課、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
2	主として技術を掌る職員(第5項に規定する被服の貸与を受ける職員及び常時内勤する職員を除く。)	[略]			
3	事務職員で特殊な業務に従事する職員	[略]			総務課、情報政策課、秘書広報課、管財課、市民協働推進課、商工振興課、労働農水課、福祉政策課、こどもみらい課、子育て応援課、障害福祉課、ちゃーがんじゅう課、保護課、健康推進課、環境政策課、クリーン推進課、都市計画課、区画整理課、道路建設課、花とみどり課、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
[略]					
5	主として技術を掌る職員で工事監督等のため主として外勤するもの	[略]			労働農水課、環境保全課、建築指導課、市街地整備課、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所、建築工事課、花とみどり課、区画整理課、道路建設課及び契約検査室
6	事務職員で主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	[略]			
7	主として特殊な業務に従事し、特に市長が認める職員	作業服(B)	[略]		花とみどり課、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
		作業靴(B)	[略]		秘書広報課、管財課、労働農水課、環境政策課、クリーン推進課、道路建設課、花とみどり課、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
		[略]			
		雨衣	[略]		建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所

[略]	
17	市長、副市長、総務部長、総務部副部長、総務部総務課長、市長公室長及びその他主として防災業務に従事する職員
	[略]
[略]	

(那覇市職員服務規程の一部改正)

第2条 那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)第2条第3号に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2人事に関する事項1の号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の5)を提出しなければならない。</p> <p>[第1号様式の3 別記]</p> <p>[第1号様式の4 別記]</p> <p>[第1号様式の5 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第4号様式の2 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p>	<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)第2条第5号に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2人事に関する事項1の号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(第1号様式の5)を提出しなければならない。</p> <p>[第1号様式の3 別記]</p> <p>[第1号様式の4 別記]</p> <p>[第1号様式の5 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第4号様式の2 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p>
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第1号様式の3(第4条関係)

育 児 休 暇 願

[略]			
	[略]	<u>主査等</u>	[略]
		[]	

[改正後 別記]

第1号様式の3(第4条関係)

育 児 休 暇 願

[略]			
	[略]	<u>主幹等</u>	[略]
		[]	

[改正前 別記]

第1号様式の4(第4条関係)

介護休暇願簿	[略]	[略]	<u>主査等</u>	[略]
[略]				
[略]	決裁欄 助役 部長 副部長 課長 <u>主査等</u> 担当			[略]
[略]				

(裏)

[略]	<u>主査等</u> ・担当者印	[略]
[略]		

[改正後 別記]

第1号様式の4(第4条関係)

介護休暇願簿	[略]	[略]	<u>主幹等</u>	[略]
[略]				
[略]	決裁欄 副市長 部長 副部長 課長 <u>主幹等</u> 担当			[略]
[略]				

(裏)

[略]	<u>主幹等</u> ・担当者印	[略]
[略]		

[改正前 別記]

第1号様式の5(第4条関係)

年休・有給休暇願(課長職以上用)

[略]

助役	[略]
[略]	

[改正後 別記]

第1号様式の5(第4条関係)

年休・有給休暇願(課長職以上用)

[略]

副市長	[略]
[略]	

[改正前 別記]

第3号様式(第6条関係)

組 合 休 暇 許 可 申 請 書

[略]		
[略]	主査等	[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第6条関係)

営 利 企 業 等 従 事 許 可 申 請 書

[略]		
[略]	主幹等	[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第7条関係)

職務専念義務免除承認申請書

[略]		
[略]	<u>主査等</u>	[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第7条関係)

営利企業等従事許可申請書

[略]		
[略]	<u>主幹等</u>	[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第8条関係)

営利企業等従事許可申請書

[略]		
[略]	<u>主査等</u>	[略]

[改正後 別記]

第4号様式の2(第8条関係)

営利企業等従事許可申請書

[略]		
[略]	<u>主幹等</u>	[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第10条関係)

専 従 休 職 許 可 申 請 書

[略]		
[略]	主査等	[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第10条関係)

専 従 休 職 許 可 申 請 書

[略]		
[略]	主幹等	[略]

(那覇市部長会議規程の一部改正)

第3条 那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(付議事項)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項について審議調整するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) その他経営企画部担当の<u>助役</u>が必要と認める事項</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、<u>助役</u>、<u>収入役</u>、各部の長、<u>参事</u>(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、上下水道部長、市立病院事務局長、生涯学習部長及び学校教育部長で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(<u>助役</u>、<u>収入役</u>及び<u>参事</u>を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長以上の職にある者が出席するものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、経営企画部担当の<u>助役</u>が主宰する。ただし、経営企画部担当の<u>助役</u>に事故があるとき又は当該<u>助役</u>が欠けたときは他の<u>助役</u>が、その<u>助役</u>に事故があるとき又はその<u>助役</u>が欠けたときは<u>収入役</u>が代理する。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第5条 経営企画部担当の<u>助役</u>は、必要と認めるときは、関係職員を出席させて付議案件を説明させることができる。</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第6条 会議は、毎月第2、第3及び第4火曜日の午前9時30分に開催する。</p> <p>2 経営企画部担当の<u>助役</u>において必要があると認めるときは、臨時に開催する</p>	<p>(付議事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) その他経営企画部担当の<u>副市長</u>が必要と認める事項</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 会議は、<u>副市長</u>、各部の長、<u>参事監</u>(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、<u>会計管理者</u>、<u>上下水道部長</u>、市立病院事務局長、生涯学習部長及び学校教育部長で構成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員(<u>副市長</u>及び<u>参事監</u>を除く。以下同じ。)に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長(<u>会計管理者</u>に<u>あつては出納室長</u>)以上の職にある者が出席するものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、経営企画部担当の<u>副市長</u>が主宰する。ただし、経営企画部担当の<u>副市長</u>に事故があるとき又は当該<u>副市長</u>が欠けたときは他の<u>副市長</u>が、その<u>副市長</u>に事故があるとき又はその<u>副市長</u>が欠けたときは<u>経営企画部長</u>が代理する。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第5条 経営企画部担当の<u>副市長</u>は、必要と認めるときは、関係職員を出席させて付議案件を説明させることができる。</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 経営企画部担当の<u>副市長</u>において必要があると認めるときは、臨時に開催す</p>

<p>ことができる。 (調整会議) 第7条 第2条に規定する付議事項について調整するため、助役、経営企画部長又は経営企画室長が主宰する那覇市調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。 2 [略]</p>	<p>ることができる。 (調整会議) 第7条 第2条に規定する付議事項について調整するため、副市長、経営企画部長又は経営企画室長が主宰する那覇市調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。 2 [略]</p>
--	--

備考
1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 委員会は、那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)第3条第1項に定める者(以下「委員」という。)をもって組織し、委員長に経営企画部担当の<u>助役</u>、副委員長に他の<u>助役</u>をもって充てる。 (代理出席) 第6条 委員(<u>助役及び収入役</u>を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。 (策定主任、策定員及び調査員) 第7条 [略] 2 策定主任は各部に属する副部長を、策定員は各部に属する課長、<u>主幹、技幹</u>その他これらに相当する職員(以下この項において「課長等」という。)を、調査員は各課(これに相当する組織を含む。)に属する職員(課長等を除く。)をもって充てる。</p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)第3条第1項に定める者(以下「委員」という。)をもって組織し、委員長に経営企画部担当の<u>副市長</u>、副委員長に他の<u>副市長</u>をもって充てる。 (代理出席) 第6条 委員(<u>副市長</u>を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長(<u>会計管理者にあつては出納室長</u>)が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。 (策定主任、策定員及び調査員) 第7条 [略] 2 策定主任は各部に属する副部長を、策定員は各部に属する課長、<u>担当副参事、副参事</u>その他これらに相当する職員(以下この項において「課長等」という。)を、調査員は各課(これに相当する組織を含む。)に属する職員(課長等を除く。)をもって充てる。</p>

備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第5条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に環境部担当の<u>助役</u>、副委員長に他の<u>助役</u>をもって充てる。</p> <p><u>助役</u>、環境部長、総務部長、経営企画部長、財務部長、市民文化部長、経済観光部長、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、消防長、上下水道部長、市立病院事務局長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事会は、次の者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。</p> <p>環境部副部長、経営企画室長、経営企画室環境部担当者、総務課長、文化振興課長、管財課長、<u>市民活動課長</u>、商工振興課長、福祉政策課長、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設管理課長</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に環境部担当の<u>副市長</u>、副委員長に他の<u>副市長</u>をもって充てる。</p> <p><u>副市長</u>、環境部長、総務部長、経営企画部長、財務部長、市民文化部長、経済観光部長、健康福祉部長、<u>こどもみらい部長</u>、都市計画部長、建設管理部長、消防長、上下水道部長、市立病院事務局長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>環境部副部長、経営企画室長、経営企画室環境部担当者、総務課長、文化振興課長、管財課長、<u>市民協働推進課長</u>、商工振興課長、福祉政策課長、<u>こども政策課長</u>、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設管理課長</p> <p>3～4 [略]</p>
<p>備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市人事評価規程の一部改正)

第6条 那覇市人事評価規程(平成18年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(被評価者及び評価者)</p> <p>第5条 人事評価の評価者は、第一次評価者及び第二次評価者とし、被評価者の職</p>	<p>(被評価者及び評価者)</p> <p>第5条 [略]</p>

位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
[略]		
主査級	課長級	副部長級
課長級	[略]	
副部長級	[略]	助役
部長級	助役	[略]

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
[略]		
主査級	主幹級	課長級
主幹級	課長級	副部長級
課長級	[略]	
副部長級	[略]	副市長
部長級	副市長	[略]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成19年 3 月 30 日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市守衛服務規程の一部改正)

第1条 那覇市守衛服務規程(1965年那覇市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">時間外登退庁簿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>主査等</u></td> <td style="width: 33%;">[略]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">守衛勤務日誌</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;"> </td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>主査等</u></td> <td style="width: 25%;">[略]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<u>主査等</u>	[略]				[略]			[略]		<u>主査等</u>	[略]					[略]				<p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">時間外登退庁簿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>主幹等</u></td> <td style="width: 33%;">[略]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">守衛勤務日誌</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">[略]</td> <td style="width: 25%;"> </td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>主幹等</u></td> <td style="width: 25%;">[略]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<u>主幹等</u>	[略]				[略]			[略]		<u>主幹等</u>	[略]					[略]			
[略]	<u>主査等</u>	[略]																																									
[略]																																											
[略]		<u>主査等</u>	[略]																																								
[略]																																											
[略]	<u>主幹等</u>	[略]																																									
[略]																																											
[略]		<u>主幹等</u>	[略]																																								
[略]																																											
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>																																											

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市事務改善委員会規程(1969年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は経営企画室長をもってこれに充て、委員は経営企画室事務改善担当の<u>主幹</u>、各部の総括課長、消防本部総務課長、上下水道局総務課長、市立病院管理課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>5 委員長に事故があるときは、経営企画室事務改善担当の<u>主幹</u>がその職務を代理する。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は経営企画室長をもってこれに充て、委員は経営企画室事務改善担当の<u>副参事</u>、各部の総括課長、消防本部総務課長、上下水道局総務課長、市立病院管理課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>5 委員長に事故があるときは、経営企画室事務改善担当の<u>副参事</u>がその職務を代理する。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第3条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係る課長をもって組織する。</p> <p>環境部長、環境部副部長、経営企画室長、環境保全課長、<u>市民活動課長</u>、商工振興課長、労働農水課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、<u>管理企画室長</u>、下水道課長、施設管理課長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>環境部長、環境部副部長、経営企画室長、環境保全課長、<u>市民協働推進課長</u>、商工振興課長、労働農水課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、<u>建設企画課担当副参事</u>、下水道課長、施設管理課長</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程)

第4条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1～2 [略]			
3	市民活動課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
5	国民年金課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める45分は、休憩時間とする。)
6	国民健康保険課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
7～9 [略]			
10	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの(主任調理員及び調理員を除く。)	(1)～(2) [略] (3) 那覇市石嶺保育所、那覇市城北保育所、那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市与儀保育所(以下「石嶺保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) [略]	[略]
11～12 [略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1～2	[略]	[略]	
3	市民協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
5	国民健康保険課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
6～8	[略]		
9	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの(主任調理員及び調理員を除く。)	(1)～(2) [略] (3) 那覇市石嶺保育所、那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市与儀保育所(以下「石嶺保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) [略]	[略]
10～11	[略]		

(那覇市市政情報センター規程の一部改正)

第5条 那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料の送付義務等)</p> <p>第5条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。次項において同じ。)は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに総務課<u>主幹</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政資料の分類整理等)</p> <p>第6条 総務課<u>主幹</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 総務課<u>主幹</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。</p> <p>(行政資料の貸出し)</p> <p>第7条 総務課<u>主幹</u>は、行政資料の貸出申込みがある場合は、別に定める申込書を提出させるものとする。ただし、貸出しの期間は、7日を限度とする。</p> <p>(行政資料の写しの交付等)</p> <p>第8条 総務課<u>主幹</u>は、行政資料の写しの交付の申込みがあったときは、別に定める申込書を提出させるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 総務課<u>主幹</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失、汚損若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>	<p>(資料の送付義務等)</p> <p>第5条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。次項において同じ。)は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに総務課<u>副参事</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政資料の分類整理等)</p> <p>第6条 総務課<u>副参事</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。</p> <p>2 総務課<u>副参事</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。</p> <p>(行政資料の貸出し)</p> <p>第7条 総務課<u>副参事</u>は、行政資料の貸出申込みがある場合は、別に定める申込書を提出させるものとする。ただし、貸出しの期間は、7日を限度とする。</p> <p>(行政資料の写しの交付等)</p> <p>第8条 総務課<u>副参事</u>は、行政資料の写しの交付の申込みがあったときは、別に定める申込書を提出させるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 総務課<u>副参事</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失、汚損若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部改正)

第6条 那覇市地域福祉基金運営委員会規程(平成4年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部副部長をもって充てる。</p> <p>健康福祉部長、健康福祉部副部長、健康福祉部主幹、福祉政策課長、健康推進課長、こどもみらい課長、障害福祉課長、チャージョウ課長、保護課長、経営企画室の健康福祉部担当職員</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>健康福祉部長、健康福祉部副部長、健康福祉部副参事、福祉政策課長、健康推進課長、こどもみらい課長、障害福祉課長、チャージョウ課長、保護課長、経営企画室の健康福祉部担当職員</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市請負工事監督規程の一部改正)

第7条 那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監督員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課又は所(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌するグループのグループリーダー又は技査とし、現場監督員は、当該グループリーダー又は技査の指名に基づき主管課の長又は技査(以下「主管課長等」という。)が命ずる。</p> <p>3 [略]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式その2 別記]</p>	<p>(監督員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課又は所(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌するグループのグループリーダー又は主査とし、現場監督員は、当該グループリーダー又は主査の指名に基づき主管課の長又は副参事(以下「主管課長等」という。)が命ずる。</p> <p>3 [略]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式その2 別記]</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

第1号様式

工事打合せに関する記録

[略]	課(所)長 技 幹	[略]
[略]		

[改正後 別記]

第1号様式

工事打合せに関する記録

[略]	課(所)長 副 参 事	[略]
[略]		

[改正前 別記]

第2号様式その2

	課(所)長 技 幹		[略]
[略]			

[改正後 別記]

第2号様式その2

	課(所)長 副 参 事		[略]
[略]			

(那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部改正)
 第8条 那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程(平成13年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保護管理者の指定) 第4条 戸籍情報システムの適正な運用及び戸籍データ保護について総括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、市民課戸籍担当 <u>主幹</u> をもって充てる。 2 [略]	(保護管理者の指定) 第4条 戸籍情報システムの適正な運用及び戸籍データ保護について総括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、市民課戸籍担当 <u>副参事</u> をもって充てる。 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市訓令第5号

平成19年3月30日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部の長及び那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号)第2条第1号に規定する消防本部の長をいう。</p> <p>(2) <u>参事</u> 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第4項に規定する参事をいう。</p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項に規定する副部長、公室長、局長及び管理センター長並びに那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織規則」という。)第3条第1項に規定する副消防長をいう。</p> <p>(4) <u>副参事</u> 事務分掌規則第2条第4項に規定する副参事をいう。</p> <p>(5) 課長 事務分掌規則第2条第2項に規定する課長並びに消防本部組織規則第3条第1項に規定する課長及び室長をいう。</p> <p>(6) <u>主幹</u> 事務分掌規則第2条第4項に規定する主幹及び消防本部組織規則第3条第2項に規定する主幹をいう。</p> <p>(7) <u>技幹</u> 事務分掌規則第2条第4項に規定する技幹をいう。</p> <p>(8) <u>主査</u> 事務分掌規則第2条第4項に</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に規定する部の長及び那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号)第2条第1号の消防本部の長をいう。</p> <p>(2) <u>参事監</u> 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第4項の参事監をいう。</p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長、公室長、局長及び管理センター長並びに那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織規則」という。)第3条第1項の副消防長をいう。</p> <p>(4) <u>参事</u> 事務分掌規則第2条第4項の参事をいう。</p> <p>(5) 課長 事務分掌規則第2条第2項の課長並びに消防本部組織規則第3条第1項の課長をいう。</p> <p>(6) <u>担当副参事</u> 事務分掌規則第2条第4項の担当副参事をいう。</p> <p>(7) <u>副参事</u> 事務分掌規則第2条第4項の副参事及び消防本部組織規則第3条第2項の副参事をいう。</p> <p>(8) <u>主幹</u> 事務分掌規則第2条第4項の</p>

規定する主査及び消防本部組織規則第3条第2項に規定する主査をいう。

(9) 技査 事務分掌規則第2条第4項に規定する技査をいう。

(10) 係長 消防本部組織規則第3条第1項に規定する係長をいう。

(11) 決裁 市長又は助役以下の職員が市長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。

(12) 専決 助役以下の職員がこの規程の定めるところにより市長に代わって決裁することをいう。

(13) [略]

(14) 決定 助役以下の職員が決裁に到るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。

(15) [略]

(専決事項等)

第5条 [略]

2 副部長を兼務する参事は部長級としての専決権を、課長を兼務する副参事は副部長級としての専決権を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、助役は同項に規定する参事に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は同項に規定する副参事に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、主幹又は技幹が専決し、又は決定する。

3 [略]

(グループリーダーへの専決権の委譲)

主幹をいう。

(9) 主査 事務分掌規則第2条第4項の主査及び消防本部組織規則第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。

(10) 決裁 市長又は副市長以下の職員が市長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。

(11) 専決 副市長以下の職員がこの規程の定めるところにより市長に代わって決裁することをいう。

(12) [略]

(13) 決定 副市長以下の職員が決裁に到るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。

(14) [略]

(専決事項等)

第5条 [略]

2 副部長を兼務する参事監は部長級としての専決権を、課長を兼務する参事は副部長級としての専決権を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、副市長は同項に規定する参事監に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は同項に規定する参事に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 事務分掌規則第2条第3項の室長(以下「課内室長」という。)及び担当副参事は、課長の専決又は決定事項のうち同規則第4条第4項の規定により、部長が定めるものについて専決し、又は決定する。

3 [略]

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダー(主幹、技幹、主査及び技査に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 主幹又は技幹(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による主幹又は技幹の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

(市長の代決)

第8条 市長の決裁する事項について市長が不在のときは、主務の助役が、その助役も不在のときは、他の助役が、両助役ともに不在のときは主務の部長が代決する。

(助役等の代決)

第9条 助役が専決する事項について、主務の助役が不在のときは、他の助役が、その助役も不在のときは主務の部長が代決する。

2 部長が専決する事項について、部長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又は技幹が代決する。

3 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき主幹又は技幹の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該主幹又は技幹が代決する。

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダー(副参事、主幹及び主査に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 課内室長又は担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による課内室長又は担当副参事の専決事項について、部長の承認を得て、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

(市長の代決)

第8条 市長の決裁する事項について市長が不在のときは、主務の副市長が、その副市長も不在のときは、他の副市長が、両副市長ともに不在のときは主務の部長が代決する。

(副市長等の代決)

第9条 副市長が専決する事項について、主務の副市長が不在のときは、他の副市長が、その副市長も不在のときは主務の部長が代決する。

2 部長が専決する事項について、部長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。

3 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき課内室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該課内室長又は担当副参事が代決する。

4 課長又は主幹若しくは技幹が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。

5 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査が代決する。

6 [略]

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

市長決裁基準 [略]

助役決裁基準 [略]

部長決裁基準

(1) [略]

(2) 市長及び助役が処理することが適当であると認めるものを除く、次の各事項の決定に関すること。

ア～エ [略]

(3)～(4) [略]

副部長決裁基準 [略]

課長決裁基準 [略]

主査、技査及び係長決裁基準

(1) 軽易な許可、認可その他の行政処分に関すること。

(2) 軽易な告示、公告その他の公示に関すること。

4 課長、課内室長又は担当副参事が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。

5 グループリーダーが専決する事項について、専決者が不在のときは、課長の指名する当該グループの副参事、主幹又は主査が代決する。

6 [略]

別表第1 (第3条関係)

事務決裁基準表

市長決裁基準 [略]

副市長決裁基準 [略]

部長決裁基準

(1) [略]

(2) 市長及び副市長が処理することが適当であると認めるものを除く、次の各事項の決定に関すること。

ア～エ [略]

(3)～(4) [略]

副部長決裁基準 [略]

課長決裁基準 [略]

主幹決裁基準

(1) 軽易な許可、認可その他の行政処分に関すること。

(2) 軽易な告示、公告その他の公示に関すること。

(3) 軽易な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。

(4) 軽易な諸証明及び閲覧に関すること。

(5) その他軽易な事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの

主査決裁基準

当分の間、上記主幹決裁基準に準じる。

- (3) 軽易な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。
- (4) 軽易な諸証明及び閲覧に関すること。
- (5) その他軽易な事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの

[別表第2 別記]

[別表第3 別記]

別表第4(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが <u>主幹又は技幹</u> の場合	[略]
グループリーダーが <u>主査又は技査</u> の場合	(1) 別表第1の <u>主査、技査及び係長</u> 決裁基準及び別表第3の <u>主査・技査</u> の専決者区分に準ずる。 (2) グループリーダーが <u>主幹又は技幹</u> の場合の項に掲げる事項のうち部長の承認を得て指示する事項

[別表第2 別記]

[別表第3 別記]

別表第4(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが <u>副参事</u> の場合	[略]
グループリーダーが <u>主幹又は主査</u> の場合	(1) 別表第1の <u>主幹決裁基準</u> 及び別表第3の <u>主査</u> の専決者区分に準ずる。 (2) グループリーダーが <u>副参事</u> の場合の項に掲げる事項のうち部長の承認を得て指示する事項

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者	
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関する事	[略]	
		参事又は副部長	[略]
		副参事、課長又は部に置く主幹若しくは技幹	
		課に置く主幹若しくは技幹又は主査以下	
	[略]		
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事	部長、参事又は副部長	[略]
		副参事、課長又は部に置く主幹若しくは技幹	
		課に置く主幹若しくは技幹又は主査以下	
	職員の国内出張命令に関する事	部長	助役
		参事又は副部長	[略]
	副参事、課長又は部に置く主幹若しくは技幹		
	課に置く主幹若しくは技幹又は主査以下		
職員の国外出張命令に関する事	部長	助役	
	[略]		
[略]			
財産に関する事項	1件3,000万円未満の不動産の取得処分に関する事		助役
	動産の取得処分に関する事	1,000万円以上3,000万円未満	助役
		[略]	
	物品購入の契約に関する事	500万円以上3,000万円未満	助役
		[略]	
	[略]		
	行政財産の用途変更又は用途廃止に関する事		助役
	[略]		
不動産、動産等の借入れに関する事	1,000万円以上	助役	

	ること。	[略]	
工事に 関する 事項	[略]		
	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	1,000万円以上	助役
		[略]	
	[略]		
予算経 理に関 する事 項	補助金の交付決定及び交付の取消し並びに事業変更の承認に関すること。	100万円以上	助役
		[略]	
	[略]		
	委託契約に関すること。	1,000万円以上	助役
		[略]	
	[略]		
	予算の流用に関すること。	500万円以上	助役
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者	
人事に関する事項	[略]	[略]	
	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関する事。	参事監又は副部長	[略]
		参事、課長又は部に置く担当副参事若しくは副参事	
		課に置く課内室長、担当副参事、副参事又は主幹以下	
	[略]		
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。	部長、参事監又は副部長	[略]
		参事、課長又は部に置く担当副参事又は副参事	
		課に置く課内室長、担当副参事若しくは副参事又は主幹以下	
	職員の国内出張命令に関する事。	部長	副市長
		参事監又は副部長	[略]
参事、課長又は部に置く担当副参事若しくは副参事			
課に置く課内室長、担当副参事、副参事又は主幹以下			
職員の国外出張命令に関する事。	部長	副市長	
	[略]		
[略]			
財産に関する事項	1件3,000万円未満の不動産の取得処分に関する事。	副市長	
	動産の取得処分に関する事。	1,000万円以上3,000万円未満	副市長
		[略]	
	物品購入の契約に関する事。	500万円以上3,000万円未満	副市長
		[略]	
	[略]		
	行政財産の用途変更又は用途廃止に関する事。		副市長
[略]			
不動産、動産等の借入れに関する事	1,000万円以上	副市長	

	ること。	[略]	
工事に 関する 事項	[略]		
	工事中資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	1,000万円以上	副市長
		[略]	
	[略]		
予算経 理に関 する事 項	補助金の交付決定及び交付の取消し並びに事業変更の承認に関すること。	100万円以上	副市長
		[略]	
	[略]		
	委託契約に関すること。	1,000万円以上	副市長
		[略]	
	[略]		
	予算の流用に関すること。	500万円以上	副市長
		[略]	
[略]			

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
平和交流・ 男女参画室	[略]		
	基地に係る公害、事故等について国県等関係機関との折衝に関する こと。	助役	
	[略]		
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買の 契約に関すること。	500万円以上3,000万円未満 助役	
	[略]		
人事課	共通専決事項以外の職員の 有給休暇、無給休暇及び職務 専念義務免除の承認に関する こと。	部長	助役
		[略]	
	職員の年次有給休暇、有給休 暇、無給休暇及び職務専念義 務免除の不承認に関するこ と。	部長	助役
		[略]	
	[略]		
	心身の故障による休職に関 すること。	部長	助役
		[略]	
	[略]		
	法令又は条例に基づく附属機関の委員等の任免に関する こと。		助役
	[略]		
営利企業等の従事許可に関 すること。	部長	助役	
	参事、副部長、副参事又は課長	部長	
	主幹、技幹又は主査以下	課長	
[略]			
[略]			
情報政策課	IT推進本部計画の決定に関する こと。	助役	
	[略]		
財政課	[略]		
	予備費の充用に関する こと。	100万円以上 助役	

		[略]	
	[略]		
納税課	受託証券に関すること。		主査 技査
	[略]		
	市税の交付要求に関すること。		主査 技査
	[略]		
	還付に関すること。		主査 技査
	公示送達に関すること。		主査 技査
	公売執行以外の場合による取立て金、配当金等の配当及び充当に関すること。		主査 技査
	競売の求意見書に関すること。		主査 技査
	電話加入権の加入契約解除見込み通知及び設置場所変更に関すること。		主査 技査
市民活動課	[略]		
市民課	[略]		
	国民年金及び国民健康保険の資格の得喪に関すること。	[略]	
	[略]		
	税証明等発行に関すること。	[略]	
国民年金課	国民年金に関すること。	課長	
国民健康保 険課	保険給付に関すること。		課長
	納税の猶予に関すること。		課長
	滞納処分による差押え(参加 差押えを含む。)に関するこ と。	100万円以上	部長
		10万円以上100万円未満	副部長
		10万円未満解除	課長
	滞納処分の執行の停止に関すること。		課長
	差押財産の公売執行に関すること。		部長
	交付要求に関すること。		主査 技査
滞納者の財産所在調査に関すること。		主査	

		技査
	延滞金の減免に関する <u>こと。</u>	課長
文化振興課	[略]	
	[略]	
商工振興課	[略]	
	なは商人塾の使用許可に関する <u>こと。</u>	主査 技査
	[略]	
	IT創造館の入居企業選定に関する <u>こと。</u>	助役
	[略]	
	那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定に関する <u>こと。</u>	助役
	[略]	
	[略]	
クリーン推進課	[略]	
	ごみステーションの改善指導及び不法投棄防止に関する <u>こと。</u>	主査 技査
	[略]	
環境保全課	[略]	
	施設使用の一時停止命令に関する <u>こと。</u>	助役
	[略]	
	[略]	
福祉政策課	[略]	
健康推進課	予防接種法に基づく予防接種に関する <u>こと。</u>	課長
	結核の予防診断及び予防接種に関する <u>こと。</u>	課長
	母子保健法に関する <u>こと。</u>	課長
	健康づくりに関する <u>こと。</u>	課長
	老人保健法に関する <u>こと。</u>	課長
	臓器移植及び腎バンクに関する <u>こと。</u>	課長
	エイズ及び麻薬・覚醒剤乱用に関する <u>こと。</u>	課長
	保健団体等への助成に関する <u>こと。</u>	助役
	地域看護学実習生の受入れに関する <u>こと。</u>	課長
	医療に係る連絡調整に関する <u>こと。</u>	部長

	母子健康手帳の交付に関すること。		課長
障害福祉課	[略]		
ちゃーがん じゅう課	[略]		
こどもみら い課	[略]		
	軽易で定例的な保育事務に関すること。		主査 技査
子育て応援 課	[略]		
	軽易で定例的な児童館事務に関すること。		主査 技査
	[略]		
[略]			
契約検査室	[略]		
	工事請負契約の締結に関する こと。	1億円以上1億5,000万円未満	助役
		[略]	
	[略]		
	調査、設計及び検査の委託契 約に関すること。	5,000万円以上	助役
		[略]	
[略]			
[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
平和交流・ 男女参画室	[略]		
	基地に係る公害、事故等について国県等関係機関との折衝に關すること。	副市長	
	[略]		
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買の契約に關すること。	500万円以上3,000万円未満 [略]	副市長
人事課	共通専決事項以外の職員の有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の承認に關すること。	部長	副市長
		[略]	
	職員の年次有給休暇、有給休暇、無給休暇及び職務専念義務免除の不承認に關すること。	部長	副市長
		[略]	
	[略]		
	心身の故障による休職に關すること。	部長	副市長
		[略]	
	[略]		
	法令又は条例に基づく附属機関の委員等の任免に關すること。		副市長
	[略]		
営利企業等の従事許可に關すること。	部長	副市長	
	参事監、副部長、参事又は課長	部長	
	担当副参事、副参事又は主幹以下	課長	
[略]			
[略]			
情報政策課	IT推進本部計画の決定に關すること。	副市長	
	[略]		
財政課	[略]		
	予備費の充用に關すること。	100万円以上	副市長

		[略]
	[略]	
納税課	[略]	
	受託証券に関すること。	主査
	[略]	
	市税の交付要求に関すること。	主査
	[略]	
	還付に関すること。	主査
	公示送達に関すること。	主査
	公売執行以外の場合による取立て金、配当金等の配当及び充当に関すること。	主査
	競売の求意見書に関すること。	主査
電話加入権の加入契約解除見込み通知及び設置場所変更に関すること。	主査	
市民協働推進課	[略]	
市民課	[略]	
	国民健康保険の資格の得喪に関すること。	[略]
	[略]	
	税証明等発行に関すること。	[略]
	国民年金に関すること。	課長
文化振興課	[略]	
[略]		
商工振興課	[略]	
	なは商人塾の使用許可に関すること。	主査
	[略]	
	IT創造館の入居企業選定に関すること。	副市長
	[略]	
	那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定に関すること。	副市長
[略]		
クリーン推進課	[略]	
	ごみステーションの改善指導及び不法投棄防止に関すること。	主査

	[略]		
環境保全課	[略]		
	施設使用の一時停止命令に関する <u>こと。</u>	副市長	
	[略]		
福祉政策課	[略]		
障害福祉課	[略]		
ちゃーがん じゅう課	[略]		
健康推進課	予防接種法に基づく予防接種に関する <u>こと。</u>	課長	
	結核の予防診断及び予防接種に関する <u>こと。</u>	課長	
	母子保健法に関する <u>こと。</u>	課長	
	健康づくりに関する <u>こと。</u>	課長	
	老人保健法(医療以外)に関する <u>こと。</u>	課長	
	臓器移植及び腎バンクに関する <u>こと。</u>	課長	
	エイズ及び麻薬・覚醒剤乱用に関する <u>こと。</u>	課長	
	保健団体等への助成に関する <u>こと。</u>	副市長	
	地域看護学実習生の受入れに関する <u>こと。</u>	課長	
	医療に係る連絡調整に関する <u>こと。</u>	部長	
	母子健康手帳の交付に関する <u>こと。</u>	課長	
	国民健康保 険課	保険給付に関する <u>こと。</u>	課長
納税の猶予に関する <u>こと。</u>		課長	
滞納処分による差押え(参加 差押えを含む。)に関する <u>こ と。</u>		100万円以上	部長
		10万円以上100万円未満	副部長
		10万円未満解除	課長
滞納処分の執行の停止に関する <u>こと。</u>		課長	
差押財産の公売執行に関する <u>こと。</u>		部長	
交付要求に関する <u>こと。</u>		主査	
滞納者の財産所在調査に関する <u>こと。</u>		主査	
延滞金の減免に関する <u>こと。</u>		課長	
医療制度改 革推進課	老人保健法(医療)に関する <u>こと。</u>	課長	
	後期高齢者医療制度事務に関する <u>こと。</u>	課長	
	後期高齢者医療制度の市町村決定に関する <u>こと。</u>	局長	

	特定健診・保健指導実施計画に関すること。		課長
	特定健診・保健指導実施計画の決定に関すること。		局長
こどもみらい課	[略]		
	軽易で定例的な保育事務に関すること。		主査
子育て応援課	[略]		
	軽易で定例的な児童館事務に関すること。		主査
	[略]		
[略]			
契約検査室	[略]		
	工事請負契約の締結に関すること。	1億円以上1億5,000万円未満	副市長
		[略]	
	[略]		
	調査、設計及び検査の委託契約に関すること。	5,000万円以上	副市長
		[略]	
[略]			
[略]			